

第百回 国会 行政改革に関する特別委員会議録 第六号

昭和五十八年九月三十日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 江藤 隆美君 理事 海部 俊樹君

理事 津島 雄二君 理事 三塚 博君

理事 細谷 治嘉君 理事 矢山 有作君

理事 正木 良明君 理事 吉田 之久君

理事 稻村 佐四郎君 理事 今井 勇君

理事 植竹 繁雄君 理事 小里 貞利君

理事 小澤 潔君 理事 大村 襄治君

理事 片岡 清一君 理事 龜井 善之君

理事 澁谷 直藏君 理事 田中 龍夫君

理事 谷 洋一君 理事 玉沢 一郎君

理事 中村 靖君 理事 西岡 武夫君

理事 橋本 龍太郎君 理事 原田 昇左右君

理事 保利 耕輔君 理事 宮崎 茂一君

理事 後藤 茂君 理事 沢田 広君

理事 森井 忠良君 理事 安井 吉典君

理事 湯山 勇君 理事 渡部 行雄君

理事 草川 昭三君 理事 鈴切 康雄君

理事 中路 雅弘君 理事 三浦 久君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

内閣總理大臣 中曾根康弘君

大藏大臣 竹下 登君

厚生大臣 林 義郎君

建設大臣 内海 英男君

自治大臣 山本 幸雄君

國家公安委員會委員長

國務大臣 丹羽 兵助君

(總理府總務長官)

(沖繩開發庁長官)

出席政府委員

内閣審議官 手塚 康夫君

内閣審議官 百崎 英君

内閣法制局長官 茂田 俊君

内閣總理大臣官房總務審議官 橋本 豊君

行政管理局次官 菊池 福治郎君

行政管理局次官 古橋 源六郎君

行政管理局次官 門田 英郎君

行政管理局次官 中 庄三君

監察局長 谷村 昭一君

經濟企画庁調整局長 大竹 宏繁君

經濟企画庁綜合計画局長 廣江 運弘君

經濟企画庁調査局長 廣江 運弘君

科學技術庁原子力局長 高岡 敬展君

國土庁土地局長 永田 良雄君

大藏大臣官房總務審議官 吉田 正輝君

大藏大臣官房審議官 水野 勝君

大藏大臣官房審議官 大山 綱明君

大藏省主計局次長 平澤 貞昭君

大藏省理財局長 西垣 昭君

大藏省理財局次長 吉居 時哉君

國稅庁直稅部長 渡辺 幸則君

厚生大臣官房總務審議官 小林 功典君

社會保險庁医療保險部長 坂本 龍彦君

通商産業大臣官房審議官 山田 勝久君

情報産業省機械情報産業局長 児玉 幸治君

建設省計画局長 台 健君

建設省道路局長 杏掛 哲男君

自治大臣官房審議官 金子 清君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省財政局長 石原 信雄君

自治省稅務局長 関根 則之君

委員外の出席者

行政改革に関する特別委員會議長 大澤 利貞君

委員の異動

九月三十日

辭任 足立 篤郎君

補欠選任 小澤 潔君

愛野興一郎君

村田敬次郎君

同日

辭任 植竹 繁雄君

補欠選任 愛野興一郎君

小澤 潔君

足立 篤郎君

村田敬次郎君

同日

辭任 植竹 繁雄君

補欠選任 愛野興一郎君

小澤 潔君

足立 篤郎君

村田敬次郎君

本日の會議に付した案件

國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回國會閣法第三九号)

國家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一号)

總務庁設置法案(内閣提出第二号)

總務庁設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三号)

總務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出第五号)

○金丸委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、國家行政組織法の一部を改正する法律案、國家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案、總務庁設置法案、總務庁設置法の一部を改正する等の法律案、總務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤茂君。

○後藤委員 まず最初に、行政管理局長官から総理としての重責を担っておられる総理に対しまして、行政改革に関する基本的な考え方につきまして、行政改革に関する委員が質問をいたしておりますけれども、まず冒頭、改めて総理の行政改革に対する基本的な考え方について御質問を申し上げます。

○中曾根内閣總理大臣 行政改革につきましては、臨時行政調査会の答申を最大限に尊重して、その基本的考え方及び具體的施策につきまして、

これを実行しようと思って鋭意努力しておるどころでございます。

その目標は、簡素にして効率的な政府をつくること、それから次の時代に対応できる弾力性と機動力を持った政府機構というものを用意すること、あるいは特に高齢化社会、あるいは熟成してきた今日の日本の社会、あるいは科学技術、あるいは国際関係等をにらんだ行政システムを着実につくっていく、そういうことを基本にいたしまして諸般の改革を忠実に実行していこうと思つておるところでございます。

○後藤委員 私は、第二次臨調ができましてから今日まで、その臨調の作業状況、それから五次にわたります答申、さらにその間における政府の閣議決定を伴いました諸方針、そしてそれが法律なりあるいは予算に反映されてまいりました諸事項等について、これまでも不十分ではありますがすけれどもフォローしてまいりました。しかし、最初土光臨調が発足をいたしましたときの行革ファイバーと言われるようなそういう動きから、だんだんと中身が薄くなり始めてきているのではないかと。実は私は、こうした言葉とはうらはらに、大変中身が薄くなるだけではなくて、本来、先ほど総理が御答弁になりましたような、二十一世紀に向かっての国のあり方というものを行政改革を通じて準備をしていきたいということになっていっていないのではないかとという心配をするわけであります。ほとんどのものが中途半端になっておる。第一次臨調も非常に貴重な提言をされた。しかし、不幸にして、その後高度成長の過程に入ってしまったのが雲散霧消してしまつて、今度の第二臨調の答申にいたしましたも、最初の意気込みから比べますと、だんだん中身が薄くなつてきているように思えてならないわけであります。

それに対して、本委員会におきましてもそうでありますけれども、総理の今国会に臨むに当たりましての所信表明演説の中で、将来に向つて国民に希望と生きがいを保障するための一里塚である、こういう所信表明がございました。さらにま

た、九月六日に内外情勢調査会で、臨時国会ではさまざまなことが予想されるが、政府は行革法案

を成立させたい、死んでも成立させねばならぬ、こういう言葉が述べられているわけであります。そしてまた、総括質問の冒頭で、わが党の安井委員の質問に対して、石にかじりついて、地をはってもこの法案を成立させていきたい。それはどの意気込みをお持ちになっておる行政府改革、そしてそれが具体化された、本委員会にも提案されております法律案の中身、どうもその意気込みと、あるいは死んでも成立させていきたい

いとか、石にかじりついても、地をはつてもとかという言葉の表現が、少し何といひますか、大変肩ひじを張り過ぎてゐるような気がしてならない。内容にそぐわないのではないかということ、これから逐次中身についても御質問申し上げたいと思ひますけれども、そういう感じがしてならない。單なる言葉のあやというものを超えて、行政改革に取り組もうとする姿勢を私は疑うわけじゃないわけですけれども、どうもその表現が少しオーバー過ぎはしないだろうかという気がいたしてならないわけですが、総理、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣　これは、今回の法案を成立させるための不動の決意、不拔の信念をそのような表現で申し上げたのでございまして、石にかじりついても、地をはってもこの七法案を成立させたい、させねばならぬという考えは、私の本当に心の底から出ている信念でございまして。したがって、国会運営もそういう信念に従いまして、慎重に、かつ着実に推進してまいりたいと考えておるところでございまして。

○後藤委員　その信念を別に疑うわけじゃないのです。ただ、その信念で出されております法律案の中身というものが、私が先ほど申し上げておりますように、どうも大変中身の薄いものになってきている。少なくとも当初、総理が気負って考えておられた行政改革というものと、具体的に法律になってきているものとの中身というものに大きな

な乖離がありはしないか、こういうことを実は申し上げて、その法律案に対する取り組みの姿勢と

いうものの表現が少し鬼面人を驚かせると言ったら語弊がありますけれども、私どもにはもう一つ理解しがたいような表現になっているように思えてならないということを御指摘申し上げたわけがあります。

五月二十四日に「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」、まあ新行革大綱というものが出されております。この中におきましても、「臨時行政調査会の行政改革に関する答申を最大限に尊重しつつ、」以下云々の中身が出ているわけであります。ただ、これをずっと通読してみましても、今度の臨時国会に出されております法律案とこれまた大分乖離が出てきている。

それからもう一つ、言葉じりをつかまえて大変恐縮でありますけれども、幾つか意味をどうとつていいのかなという表現が実はあるわけであります。たとえば、答申の趣旨に沿いとか、あるいは答申を踏まえとか、あるいは答申の指摘に即してとかというような、それぞれの項目に対してそれぞれの使い分けがされているわけです。私ども

は、議員になりましてからも、官庁の言葉というのは、表現は似たような表現になっておりまして、その考えております解釈というものは非常に大きく違うのだというように教えられております。今度の新行革大綱におきましても、そういう言葉が随所に使い分けされているように思うわけであります。

こうした答申の指摘に即してとか、あるいは趣旨を踏まえてとか、あるいは答申の趣旨に沿って

とかいふような言葉は、これは総理よりもむしろ行管庁長官になるかと思ひますけれども、どういふように解釈しておけばいいのか。つまり私は、それぞれの表現の中に、いま総理が指摘をされたような、強い姿勢で臨んでいるのだということと、この表現から読み取れる言葉というものは、どうもへつぱり腰で少し腰が引けている表現にな

っているのではないかと、いうふうに考えるわけですが、行管庁長官、いかがですか。

○藩廳國務大臣 私どもは、総理の御指導のもとに答申を最大限に尊重する。すなわち、尊重するということは実施することでありまし、最大限ということとは、都合のいいことだけやるとかつまみ食いするとか、そういう意味じゃなくて、答申にあることは、まあ全部と言ってはどういうことになるかわかりませんが、全部ひとつ実行に移すという決意で臨んでおるわけでございます。

そこで、新行革大綱の中には踏まえたか趣旨に沿うてとかいう文字の多少の使い分けがございいますが、答申そのものの中に非常に具体的に書いてあることは、もう当然踏まえてでしょう。それから余り具体的にでなくとも大方の方向というものを示されているところは、その趣旨に沿うてとかいうふうに使ひ分けが多少あると思いますが、基本的にあくまでも答申の線に沿つて——線に沿うてと言ふとまた違つた使ひ分けみたいにお考えになるかもしれませんが、そういう意味において答申の気持ち、趣旨線そういうものをあくまでも貫いていくという決意でございます。まあ役所の文字

でございますからそれは多少の使い分けはあると思いますが、答申自体において非常に具体的に書いてあることはもうそのとおり踏まえてやる。それから余り具体的にでないところはその趣旨に沿うてやるとか、そこは役所の用字については先生も十分御承知でしょうから、これ以上のことはもう申し上げません。

○後藤委員　先ほどの御答弁の中でも、趣旨に沿つてというところが、たとえば補助金等というよ

うなのは、今度の新行革大綱においてはやはり趣旨に沿つてという形、あるいは特殊法人の問題とか行政情報公開なんかにいうのは趣旨を踏まえてというような表現になっているわけです。それは先ほどの大臣の御答弁だと、非常に具体的なものとそれからおおよその方向というものによつて使い分けされていると理解していいわけでしょう。

か。

たとえば補助金、これは大蔵大臣がいまいらっしゃらないので、何か十一時ぐらいにお見えになるといふので、また大蔵大臣にお聞きしたいと思つていふのですけれども、補助金は十四兆何千億、約十五兆円ばかりあつたわけですね。これは「補助金と政権」という本だつたでしょうか、こういう本がベストセラーになるくらいあの第二臨調が設立された前後から非常に国民の関心の高いのが補助金であつた。もちろんこの補助金というものは、すべてを悪としてとらえるというところはむずかしいでしょう。しかし、これが政治家の癒着であるとか、あるいは政府・与党の政権の集票マシンになつていふとかいろいろいふことが言われているわけですし、また、第二臨調もこの補助金につきましてもは大なたをふるつていく、大胆に切り込んでいこうという姿勢を見せておつたわけでありました。

ところが、今日までこの補助金に対して、十分な国民の納得と理解ができるような切り込みが私にはなかつたように思ふわけでありました。当時十五兆円に上つた補助金がこの三年間に、そしてまた今度の概算要求の中で一体どの程度切り込まれてきていふのか、どういふものが節約なり合理化なり整理なりされてきていふのか、行管庁いかがでしょうか。

○齋藤國務大臣 趣旨に沿つてという一つの例として補助金等の問題についてお触れになられたわけでございますが、その補助金等につきましても、具体的には五十九年度の予算編成の過程において決まつていくわけでございます。

それで、臨調答申の趣旨に沿つてということは一、一言で申しますと、臨調の答申の中には補助金等の取り扱い方についていろいろ箇所指摘されておられるわけでございますが、総枠を抑えるようにしなければならぬとか、必要不急のものは廃止しなくちゃならぬとか、仮に補助金をやるにしても零細その他のものについてはメニュー化を図つていかなければならぬ、総合化して補助金という

ものを交付するようにしなくちゃならぬとか、いろいろ指摘がなされておられるわけでございますから、具体的な補助金の項目について廃止するものは廃止する、総枠を抑制するものは抑制する、あるいはメニュー化を図るものは図る、具体的な項目については臨調全体を貫いておる精神に沿つて努力をしない、こういう意味でございますから、この閣議決定におきましても答申の趣旨に沿つてと書いておられるわけでございます。

○後藤委員 その趣旨はわかりました。だから私が先ほど御質問申し上げたのは、臨調が発足して第一次答申がなされて以降今日まで、それぞれ強弱はありますが、補助金についても指摘があらつたわけでありました。また今度の新行革大綱におきましても、その点につきましても見直して徹底した整理合理化を推進するということも指摘されているわけですね。その補助金も、今度の概算要求で四回目に上つてきても、予算がつくられてきたわけでありましたけれども、一体どの程度、つまり十五兆円と言われおりました補助金がどの程度大胆に整理、カットされているのかということをお聞きしたい。これは政府委員の方でも結構でございます。

○平澤政府委員 いまお話がございました補助金でございますが、約十五兆円でございます。この補助金のうち大宗を占めますのがたとえば公共事業関係でございます。それから文教あるいは福祉関係の補助金で、こういうもので約八割を占めているわけでございます。その他の二割が、その他のいろいろなものも補助金というところでございまして、この補助金につきましても、先ほど委員お話しのように、このところずつと整理合理化を進めてきておられるわけでございますけれども、金額的にはやはり若干の増というところでございまして、減までは至つておられないわけでございます。

○後藤委員 ですから、当初私たちがあつたのは国民が期待をしておつたところは、つまり行政のむだをなくしていく、あるいは効率ある行政を進めていく、このことが表看板であつたけれども、実

態は必ずしもそういう方向に進んでいないという、期待を裏切られた感じを私も強く持つていられるわけでありました。壮大なドラマが展開されまして、そして一体行革とは何であつたのだろうかというのを国民は戸惑ひの目で最近見始めていふんじゃないか、非常にクールに見ているのではないだろうかという気がいたしてなりません。ですから、私、最初総理が石にかじりついて、地をはつてもというように幾ら言われたといたしましても、今度の行革法案に對しましても非常に冷静にクールに見ているだろう、一体これで行政のむだはどうなくなつていくのか、効率ある行政がどう進められていくのかということに対しての期待感が薄れていはいないだろうかという気がいたします。

これまで第二臨調がずっとやってきたことといふのは、恐らく財政再建ということが至上命題、そしてまた行政改革の名をかりて一定の政治選択を臨調という一つの超立法府的なところでつくり行つてきた。そして結果的に何が出てきたかというところ、いわゆる防衛費の突出である、あるいは公共事業の横ばいである、あるいは文教、福祉の切り捨てであるとかいふことが、世論誘導をしたがら、しかも民間にすべての活力があつて公共的な部門というものは全くこれほどにもならぬ状況になつてしまつていふんだと言わなければならぬ。これは第二臨調が、さらに政府がこれに對する自治体不信といふものをつくり上げてしまつた。これは第二臨調が、さらに政府がこれに對する世論誘導がもたらす悪い影響といふものが残つていきはしないだろうか。私は、もつと行政のむだをなくし、効率ある行政を進めていくというところが一つの大きな義分であるとするならば、もつと地方自治体に対しては、あるいは地方の行政に對しましても不信感を取り除いていくような、そういう行政改革といふものでなければならぬと思ふわけでありました。いま国民の中には行政に對する不信、あるいは地方自治体は何をや

つていふかわからぬということだけが非常にクロ一ズアップされた形で出てきているのではないだろうか、私はこのことを心配をいたしているわけでありました。そして臨調がしたことを、それを受けた政府がしたことは大蔵省の予算査定ですね、あるいは行管庁の機構、定員査定と同じようなことだけをやってきた、こういうような声すら最近聞かれ始めてきているわけでありました。行革国会に臨む中曾根総理としては、私がいま申し上げたような状況に国民は受けとめ始めてきているのではないかとこのことに対して、どういふ認識をお持ちでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 今回御提案申し上げている法律案等は、たとえば国家行政組織法の改正にいたしましても、これは従来の慣性を一掃するための官庁機構の変更に関する大きな試みでございます。あるいは年金の統合にいたしましても、国鉄問題を解決するための背後の非常に大事な問題にいま手を付けつつあるわけでございます。あるいは総務庁設置にいたしましても、ほとんど三十年間手を付かなかつた中央省庁の統廃合という大きな仕事に一步踏み出しておられるわけでございます。そのほか許認可の問題にいたしましても、あるいは委任事務の問題にいたしましても、それぞれ臨調答申を受けて相次いで努力しておる問題等でございます。そして、これらを完成をして、法案を成立させて、そして今度の通常国会に向けて、前からお話し申し上げておられます電電公社の改革とかあるいは専売公社の改革とか、そのほかの大型の改革に向かって進んでいく。

そういう意味で、特別に臨時国会をお願いいたしまして、いまのような法律案を成立させ、そして次に向かつていく軌道を順調に進めていく。そういう意味で、石にかじりついて、地に伏してございまして、一つ一つの問題をそのときに適切に解決しつつ、次へ前進していくという考え方を持つておられるわけでございます。もちろん、一〇〇国民の皆さんやあるいは野党の皆様方のお

そこで、後の議論に入っていく前に、もう一度総理の基本的な考え方をお聞きしたいわけでありますけれども、施政方針演説の中で、諸制度を見直していきながらタブーに挑戦をするという言葉がございました。これは恐らく総理の書き加えられた言葉であつたと思うのですけれども、総理がそのときに描いておりましたいわゆるタブーというのは、どういう問題であつたのか、お聞かせをいただきたい。

○後藤委員　そういう哲学であった。私はもう少し具体的な、幾つかのタブーに挑戦するというわけですから、そのタブーの中身というものを一応想定をされておったのではないか、こう思ったものですから御質問を申し上げたわけであります。

いま大蔵大臣がいらつしやらないので、また大蔵大臣にも聞かなければならぬかと思うのですけれども、いわゆる「増税なき財政再建」ということを言われながら、今度の政府の考え方の中にどうもそれが、またこれ後退という言葉を使っている言葉がなくなりますけれども、「増税なき財政再建」という言葉がなくなり始めてきている。その中で、

この委員会の論議でも、いわゆる国民の租税負担に対しての問題点が指摘をされておりまして、一体どういうようにしていくのか。今度の「八〇年代経済社会の展望と指針」の中におきましても、「将来の租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率は、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめる」ということがこの中にも出されておった。

○後藤委員 どうもいまの答弁で、私が御質問した点に答えておられないように思います。いま租税の負担、社会保険等を合わせた全体としての国民の負担率というものは三四％、こういうふうに言われている。この三四％の水準を守っていきたいということ、たしか一昨日は総理はそういう御答弁をなさっておったと思うわけです。ところが、昨日の論議を聞いておりますと、それがどうもはっきりしていないような答弁になっておる。朝令暮改ではございませんけれども、まだわずかな審議日程の中でどうもその辺が揺れ動いているように思われます。一体租税負担率というのは、この三四％の水準というものをどうお考えに

なっているのか、重ねてもう一度お伺いしたい。
明確にひとつお願いします。

○中曾根内閣総理大臣　いまの三四%というのは、租税負担率だけではなくして社会保険等も入っているわけでございます。臨調答申の言われておられるところは、スウェーデンやヨーロッパの国々は五〇%を超しておる、それと日本との将来展望というものを考えてみると、とてもスウェー

せんと申し上げてきまして、定量的な表現はしないで定性的な表現をいたしております、そういうふうに申し上げております。これは「一九八〇年代経済社会の展望と指針」をつくることから一貫している基本的立場でございます。したがいまして、「増税なき財政再建」ということは臨調でも言われておりますから、その線をできるだけわれわれは守つてまいります。

「増税なき財政再建」というその線は何を意味するかといえますと、臨調答申の中に書かれておることは、国民所得に対する租税の負担率というものを原則的にそう大幅に変えないで、そしてある程度の現状を基礎とする調整はよろしい、しかし新しい税目を起こすとか、そういうような形によらずして、税につきましてはできるだけこれをふやさないで、そして現状を原則としつつ努力していきなさい、そういう趣旨であると私は考えておりまして、それはわれわれとしては太いに努力して守つていきたい、そのように申し上げておるわけなのでございます。

それで、社会保険関係は外国水準は非常に高い

るだけ国民の負担を、国民負担である点において
は変わりません。しかし社会保険の場合には、あ
る程度健康であるとかその他について、病気になる
ばただで見てくれるとか、大部分が国や会社
が、あるいは保険が見てくれるとか、そういう形
になっておるのですから、そういう点はできるだ
けわれわれとしては努力してまいります。

福祉国家というのわれわれの大切な理想では
あります。もちろん、福祉国家という考え方は社
会党や自民党、各党によって多少概念は違つかも
しませんが、われわれは、たくましさというも
のを中心にして自主自律、連帯あるいはお互いの
愛情、そういうものを中心とした考え方、福祉と
いうものを考えておりますが、そういう基礎にも
立ちつつ、できるだけ国民負担を軽減しつつ、う
まい組み合わせを考えてやっていきたい。これに
ついては変わらないのであります。そういう国民
負担をできるだけふやさないという方針で今後も
努力してまいりたい、そういう私たちの念願を申
し上げておるのであります。

○後藤委員 総理はとも計数を明らかにしてい
くということに大変こだわっている。つま
り明らかにすることはどうもよろしくないという
考え方をずっと終始お持ちになっているように思
うわけでありませう。

いまの点と関連いたしましたして、これは主として
総理と企画庁長官にお聞きしていつてみたいわけ
でありますけれども、ことしの八月に「一九八〇
年代経済社会の展望と指針」というものが出され
ました。私はこれを拝見いたしましたして、これま
で、たしか昭和三十年だったと思うのですけれど
も、経済自立五カ年計画というものが出されてか
ら九回、いろいろな名称をつけたが、五カ年に
なったり、最後には新社会経済七カ年計画、七カ
年というふうになつたり、いずれにいたしまして
も年次計画的に、あるべき国の姿、それへの行政
の努力、政策的選択、こういうようなものが国民
の前に明らかにされてきておつたと思うわけであ
ります。ところが、今度の「一九八〇年代経済社

会の展望と指針」というものは、これまでのア
プローチといえますか、その手法とは非常に違つた
形で出されてきておる。これは総理、これまで一
応経済計画というもので、サブタイトルが幾つ
かついていたこともあるかと思ひますけれども、
経済計画として国民の前に明らかにされてきてお
つた。今度はこういう「展望と指針」という形に
なっている。これは総理どうなんでしょうか。経
済計画なんですか。それともそうじゃない
の、いわゆるここに書いてある「展望と指針」と
いうような文書、これはもちろん行政のよりど
ろになつていくわけでありませうから、そういう文
書として理解していいでしょうか。どうでしょ
う。総理にまずちょっと。

○中曾根内閣総理大臣 企画庁の設置法によれ
ば、長期計画を策定する云々という言葉があつた
ように思ひます。したがって、設置法のお考
えに基づきまして、ある程度の計画性というもの
を持つたものであると思ひます。ただし、その計
画というものは必ずしも数字を出したものが計画
であるとは思ひません。定性的ないろいろな仕組
みやらソフトの面をいろいろ考えたものも一つの
計画なのであります。数字のみが計画であるとい
うのは大きな錯誤であります。

そういう観点に基づきまして、私はできるだけ
数字を出さぬ方がよろしい、そういう考えをもつ
て作成していただきましたが、タイトルとして
は、これはいままでのような考え方の情性があ
りまして、その情性がある程度断つために「展望と
指針」というきわめて弾力性、それからこれを
見直して、いわゆるリボルビングシステムを取り
入れた機動的な考え方にタイトルは変えたとい
うことでもあります。

○後藤委員 そうすると、これは計画なんです
か、それとも計画ではないんですか、この点をも
う一度明確に。

○塩崎国務大臣 多分に法律的な問題でもござい
ます。先ほども中曾根総理が申されましたよう
に、企画庁設置法の三条の第一号に企画庁の任務

といたしまして「長期経済計画の策定」という法
律的な表現がございます。私は、今度の「展望と
指針」もこの法律上の「長期経済計画」と同じも
のだと考えているのでございます。言うまでもな
く、私どもは法律に忠実でなければなりません
し、そして、この長期経済計画の策定は企画庁の
大きな任務でございます。

そのような観点から経済審議会に諮問いたしま
して、今回「経済計画」という法律上の用語に該
当いたしますところのものを「展望と指針」とい
う名前で見せたいわけにございます。それは、先
ほど後藤委員御指摘のように、昭和三十年から十
ばかりの経済計画が出されましたけれども、い
ずれもその時代、そのときの政策の重点にふさわ
しい名前がついておるのでございます。たとえば鳩
山内閣のときには経済自立という名称がございま
す。それから、池田内閣のときには国民所得倍増と
いう、その時代、そのときの政策の重点をあらわ
すような表現がついておる。私は、それを今回
「展望と指針」であらわした、こういうふうにな
らして、経済計画というものは変わつてい
ない。

そしてその中身も、総理がたびたび言つてお
られますように、定性的に表現している点はこれま
での経済計画と変わらないものと私は考えてい
るのでございます。たとえば大平内閣のもとでつ
くられました「新社会七カ年計画」の中で
は、「経済運営の基本方向」として「経済各部門
の均衡の是正」「産業構造の転換とエネルギー
制約の克服」「新しい日本型福祉社会の実現」と
三つの柱が立てられておりますが、これに該当す
るものといつたしまして、「経済運営の基本方向」
は、「展望と指針」の中で、行政の改革、第二
は産業構造の高度化のもとでの新しい成長、第三
は民間活力の重視、第四は国際協力力の推進、こ
ういった最近の時代に応じますところの新しい政策
を定性的に前と変わらない方向で表現し、世の中
に提出していることは全く同じだと私は思うので

ございます。問題は、どこまでこれを定量的に表
現するか、その点が先ほど総理が申されましたよ
うに異なつておる、ここだけだと思ひます。

○後藤委員 長官、時間がないので、ひとつ質問
のところだけに答えていただくようにしてほしい
と思ひます。

総理、鈴木内閣の時代に経済審議会に対して、
「活力ある経済社会と充実した国民生活を実現す
るための長期経済計画いかに」という諮問をされ
ているわけでありませう。中曾根総理になりまし
て、この諮問を変えて、いや長期の展望と指針を
出してもらいたいのだという変更の諮問手続はな
さつていないのではないかと申すわけでありませ
うが、この点いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 この点につきましては、文書で
は出しておりませうけれども、鈴木内閣の諮問さ
れましたその内容については、諮問という言葉は
同じでございませうが、中曾根内閣になりましてか
らは、経済審議会の開かれた場所におきまして、
総理大臣が、より長期的、より弾力的な答申をい
ただきたいということを願ひしたところござ
います。

○後藤委員 名は体をあらわすということであり
まして、「長期経済計画いかに」という諮問をさ
れておるわけですね。これに対しての中身の変更が
なされておる。しかも、経済企画庁というものは
どういふところで何をやるのだからかということ
で、経済企画庁設置法を改めて私は見てみまし
た。そうしたら、先ほど長官も御答弁になりました
ように、第三条第一号に「長期経済計画の策定
及び推進」という言葉がある。さらに十四条で、
「本庁の附属機関として置かれるもの」に経済審
議会と国民生活審議会がある。この経済審議会
も、「内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する
重要な政策、計画等につき調査審議すること。」こ
ういふふうになつておるわけでありませう。

イント、ポイントに一つの計数なり数字が、目標的に論議されていく素材の計算があるわけであり、当然出てくる。ところが、今度ずっと読んでみると、数字のない文章を読むと頭に入らないのです。数字があると数字のところでひっかかって、その前後の脈絡なり政策的な中身というものがわかるわけでありすけれども、さあ、これを読みますと、何が書いてあったのかなというようにいくわけです。これはどうも立体的な計画の体をなしていないではないだろうかという気がするわけです。

たとえば「七カ年計画」では一つの目安というものが参考資料として出されているのですよ。「昭和六十年」における我が国経済の輪郭」というもの。たとえば、先ほど総理にも御質問申し上げた租税負担等におきましては、二六・五％程度というものを予測値として出すというようになこともやっています。そうすると国民は、なるほど租税負担というものをいまの政府は経済計画の中で、六十年ぐらいいはこういうところに一つの目標を置いてやっているんだなということがわかるわけでありす。ところが、これでは何もない。つまり内閣の選択の幅が大き過ぎるというところ。

確かに、新経済社会七カ年計画は、私も質問をしたことがあるわけですが、満身創痍と言ったところですが、現実と非常に大きく乖離したために、これが相当質問の矢面に立っておったことは事実であります。しかし、それは当然なことです。経済計画というものは、計画経済ではないわけでありすから、現実と乖離していくというところはあり得るわけでありす。その現実と乖離したのが、最初の積算に間違いがあったのか、あるいは政策運営に間違いがあったのか、あるいはその他外的要因で間違いがあったのかというところを立法府においても大いに議論をしていきながら、よりよき案を求めて、また新たな見直しをしていく経済計画をつくっていく、これが国民に最も親切な方法だろうと思う。

望と指針」というふうになつてしまつてゐるというところは、本来の企画庁の任務というものを遂行してゐないのではないか、あるいは経済審議会が求められてゐるものを行政の場が少し制約してゐるのではないだろうかという気が私はするわけでありす。

そこで、「展望と指針」というものを読んでおりました。経済審議会の長期展望委員会が昨年六月に、ちょうど一年ばかり前に、「二〇〇〇年の日本―国際化、高齢化、成熟化に備えて―」という膨大な文書を出されてゐるわけでありす。私は、これを読んだ方がよりわかりやすい、それから今度の「経済社会の展望と指針」というものは、この中からそのまゝ取り入れられてゐる部分に相当する、あるいは各省庁の所管大臣が所信表明演説の中で触れてゐる程度のことばかり張りてこの中に入つてきてゐるように思ふわけでありす。眼紙紙背に徹しとくと言つても、この「展望と指針」の中からは、これから六十五年度に私たちがどういふ社会、どういふ経済を描いていくかというところは出てこないのです。

数字というものは現実からほとんど乖離してゐる、逆に言えば経済計画の数字によつてむしろ行政の幅が狭められる、それがひとり歩きするといふことを総理はお考えではないだろうかと思ふのですが、緊張した与野党の間で議論をしていく、あるいは政府が経済計画のつとめて政治を進めていく、こういうことが、私は、これまで長い間の蓄積の中で試行錯誤を繰り返してゐながら進めてきた経済計画のメロディであつたと思ふのです。それが大きくこれからは変わつてゐる、一つの作文、文章を出しておけばいいといふことになつてまいりますと、この「展望と指針」の中にも明確に出されてきておられますのは、年金については「昭和七〇年を目途に制度全体の一元化を完了させる」といふ方向に沿つて検討を進める、これがあるだけなんです。あとの数字は、経済成長率が四％、物価上昇が三％、失業率が二％、そして卸売物価が一％。これもなかなかうまくできてお

りまして、四、三、二、一、これを足したら十で、十進法の国だから十というのが出てきたのかなというふうな感じで私はいる。この数字だけなんです。

これで幾ら「展望と指針」を出されても、国民はこの日本の国はどう行くのだろうか、幾ら数字の嫌いな総理にいたしましても、それから六十五年のわが国の経済の輪郭というものは私は読み取れないだらうと思ふのです。もう一度返つて、これはこれとして、積み重ねがあるわけでありすから、経済計画というものは戻るといふことを、設置法の精神に照らして、あるいは各種審議会がありすけれども、経済審議会というものは非常に重みを持つた審議会だらうと私は思ふのです。その審議会の任務遂行に誤りのないようにするために、経済計画という形に戻していく必要があるだらう。

なお、これにはこの計数の根拠になつた数字の参考資料が全くないわけでありす。どうしてこの数字といふんですかという質問の基礎が参考資料としてつけられなかつたのか。長官、いかがでしょう。――それでは総理から。

○中曾根内閣総理大臣 私には、「展望と指針」も一種の長期計画、広義の長期計画であると思つております。ただ、計画という数字がすぐ随伴しておるのですけれども、数字がそんなに出てこない計画あり、計画はいろいろあるわけでありす。むしろ定性的な方向を示す方が重大なものであるとあります。そういう意味におきまして、これは一種の計画であると考えて差し支えない。定性的な性格を非常に重視した一つの計画である、つまり、それが指針である。そういうふうな意味で「展望と指針」というタイトルをつけておるのでござい

ます。いままで一種の癖がありまして、そういう図表、数字がだあと盛られた、つまりモデルを駆使して、そしてあらゆる面について数字で飾られたものが計画であるといふふうに誤認がありまし

た。これは間違いであります。しかし、数字が全然ないというの、これはまた計画と言えるか。その辺は、しかし急所だけは押さえておこう。しかし、これだけ経済変動が多い時代に入りまして、しかも財政的にも国債を膨大に抱えており、そしてその後石油の問題とか、特に日本のような場合には、貿易に依存してゐる国でございすから、対外的要因に非常に変動が多い。為替のレートでもすぐくるくる猫の目のようになつてゐる。そういう変動要因の多い激動のこの時代でありまして、数字に対する信仰といふものはいままでよりはもつと希薄になつなければいけない、そう思つております。後藤さんと私の差がそこにあるわけでありす。数字に対する信仰といふものは信頼度といふんです。その希薄度が非常に違ふのです。私は、むしろ定量的なものよりも定性的なものを現代は重視すべきである、そういうふうに思ふます。

ただし、年々予算というものをつくり、あるいは経済政策をつくつてまいりまして、目標値はつくつて努力してまいります。そしてその年々の積み上げの上に、結果的に見たらこの定性的なものがどういふふうな動いてゐたかといふことは当然トレースされるわけでありす。そういう新しい型の一種の長期経済計画といふものがこれであり、その名前は「展望と指針」といふものであ

る、そういうふうな御了解願ひたいと思ふのです。

○後藤委員 私は、別に数字を信仰してゐるわけでも何でもないのです。ただ、どうも頭が悪いのか、そういう文章の中で、総理、やはりなるほどこういう数字になつていくのだな。いま大蔵大臣がお見えになりましたけれども、国民の税と社会保険等の負担率、これについても確かにおっしゃるやうに外的要因によつて、あるいは仮に大きな災害が起こるとか、いろいろなことで確かに数字といふのは乖離してくることはあるわけでありす。たとえば仮に成長率四％といふものは一〇％にもなつていく、あるいはマイナスになつてい

く、こういうことは政策的な影響が相当あるでしょう。○五前後が変わるといふようなことはしよつちやうあるわけでありませう。しかし、これは八九年でしょう。

総理にお聞きしたいのですけれども、長官、当初は五カ年計画の作業が進んでおったわけですね、昨年の暮れに。そして昨年その中間報告が出されたわけですね、この「二〇〇〇年の日本」の後、鈴木総理の諮問があつて、作業に入つて、そして中間報告がなされたわけでしょう。その間にもその積算の基礎を持ちながら一応総理に中間報告された。その作業が御破算になつて、そして今度は「展望と指針」といふものに入り、その根柢には、やはりもう数字なんかというのはいくらに現実と乖離していくし、国会ではその数字にひっかけて質問するのがあるものだから、もうめんどうくさくてかなわぬから作文にしている。もし作文にするのなら、「二〇〇〇年の日本」といふのがあつたわけですから、これで事足りるではないか。同じことをまたこういうことやって、しかもこれを計画だといふように言いくるめていこうとするに無理があるではないかといふことを申し上げるわけでありませう。

たとえばこれは日本経済新聞であつたでしょう、九月二十三日に「展望と指針」三つのシナリオ」といふのが数字で出てきているわけでありませう。この「三つのシナリオ」の中身を見てみまうと、ケースAからケースB、ケースCといふものを出しまして、そして相当細かく計数整理をしているわけですね。計量委員会が六十五年度までの日本経済の姿を予測するために、六つのシナリオを用意した。そのうち基本的なものは今後、世界経済が①順調に回復する(ケースA)②停滞する(ケースB)③AとBの中間的姿で推移する(ケースC)——の三つを出しているわけですね。そして、それらに共通する前提は「現行の税制、社会保障制度を維持する。その結果、年平均の社会保険移転の伸び率は八%」とか、ずっと全部計数が根柢になつてゐるのです、総理。

それならば国民にこの作文が、この「展望と指針」が出される数量的根柢はこういうことなんだ——台風でもそうじゃないですか、どういふふうに進走するかというコースを三つも四つも出していくじゃないですか。全部当たらぬということもあるわけですね。私はこの前の行革委員会でも、当時の河本経済企画庁長官だつたと思うのですけれども、確かにいまのように混迷しておる内外情勢の中においてはむしろむしろ、したがってケース一、ケース二、ケース三というよりな形で出して、政府はこのケースを選択していきたい、国民の協力を求めるという形でやつていくといううなことがなされていくことが大切ではないかと思ふのです。

しかも、この「展望と指針」三つのシナリオの中におきましては、租税負担率がケースAのとくても二七・五、それからケースBが二七・二、ケースCが二七・三というよりな形でちゃんと明示されているわけですね、これは昭和六十五年度まで。こういうことが積算の基礎としてあるのに、なぜ出されていかないのか。このケースA、ケースB、ケースCといふのは、論議の過程といふより作業の過程においては提起されたわけでしょう。長官、どうですか。

○塩崎國務大臣 在来の手法で定量的な租税負担率あるいは国際収支等についての研究は当然いまでもなされておつたことは言うまでもございませう。私は、相談はございませんでしたけれども、恐らくいままでの手法で、いま御指摘の六つのシナリオとかいふ以上のシナリオがたたくん書かれてきて、研究されてきたと思ひます。しかしながら私は、中曽根総理ではありませぬけれども、大変混迷の時代で一本にこのような数値を固定していくといふようなことは大変危険性がある。御案内のように、過去十本の経済計画が耐用年数が三年しかもたなかつた。そして租税負担率が二六・五といふ数値を目標にして一九・九からそこへ近づけるのだ、しかもその手段は一般消費税だといふ、まだコンセンサスを得ないよう

な方向での方向が打ち出されてきた。私は、一九九がほとんど増税なくして現在二四・二になつてゐることは、やはり大きな変化が国民所得としてまた弾性値にあつた、こんなことを考えますと、容易にいま一つの目標値を出すといふことはできない。このことはむしろ大きな危険性を伴ふ、そのことが国民を本當に誤らしめる、こういうよりない状況ではないか、こういうふうに判断いたしました。中曽根総理の言われる定性的な点に重点を置く、そして基本的な数値でこれを示して、それに基づいて、いま申されましたようにリボルビングといふ形で現実性を帯びた財政政策が決まるようなときにこの案を出していく方が、新しい経済計画にふさわしい姿だと私は思ふわけでございます。これも八年間のいろいろの御批判をいただいて、またひとつ試行錯誤的に進歩させる方法が出てくるかもしれません。

こういった観点から私は、租税負担率あるいは経常収支等についての数値は、この際は「展望と指針」の中には表現しなかつた、今後適切な機会を通じて経済審議会にお願ひいたしました。リボルビングの形で、あるいはフローアップの形で経済数値を追つていきたいと思つておるところでございます。

○後藤委員 いまリボルビングなんて舌をかむような言葉が出てくる、あるいはローリングだとかフローアップだとか、やたらに横文字が出てくるわけですね、これも経済審議会の総合部会員である佐伯喜一さんが、どうも「展望と指針」は計画といふものを禁句にしている、一体これは計画なのか、計画なら「どうして計画という言葉をいやるのか?」ローリング・プランとかリボルビング・プランといふ横文字を使つてゐるのに、どうして計画という日本語は使えないのか?という指摘もしているわけですね。それから、いままでの総理の発言の中で、「三議事録を見てみましても、総理はどうも経済計画といふものを計画経済的な認識でとらえてはいはしないだらうか」といふ気がするわけですね。たとえば

大蔵委員会の四月二十六日に堀委員の質問の中で「ずつと答弁してゐるところにこういう言葉があるわけですね、ある長期計画といふものができまうと、それに、やれ空港五カ年計画だ、やれ港湾五カ年計画だ、やれ道路五カ年計画だ」と風鈴のようにくつついて、それが幾ら、二百四十兆と、これを動かせないような形になる。そうなるという、やはり成長率を高目に見ないと財政上つじつまが合わない、云々で、どうもこういう経済計画とか基本計画ができると、やたらにいろいろ五カ年計画だとか道路だとか港湾何とかができまう、そして政策選択の幅を狭めてしまふ、だからこんなもの取つてしまふといふことで、もともと計画といふものでない、しかし設置法第三条で一応の任務が書かれてゐる、あるいは経済審議会の任務はこういうことだといふことで、これはしかしちよつと無理があるけれども、長官、計画といふ言葉にしておこうではないかといふことで逃げているのじゃないかと思ふわけですね。

総理、こうした認識、いま大蔵委員会での答弁あるいはことしの三月の参議院の予算委員会での矢田部質問に対して「私は日本のような場合に、いわゆる計画経済的色彩を持ったものが適當であるかどうか、疑問に思つておつたわけでありませう」といふ答弁のくだりがあるわけですね。いまもそういうようにお考えでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 いままでの計画といふものに対する批判としてそういう考えを持っておりませう。たとえばこの前の場合でも、公共事業費二百四十兆といひまして、それに比べて空港とか港湾とかみんな諸計画、五カ年計画等が出てきておつて、そしてそれが景気の激変によつてとつじつまが合わないやうなことが行われまう。兆にこれを減らす、そういうやうなことが行われまう。しかし、二百四十兆といふ額はなかなかそう切りかわりがない。そうすると、ほかの諸計画についてもなかなかこれを動かすことはむづかしくなつてくる、そういうことがありまう、結局数字がひとり歩きしてしまふ、そういう

そういう点からもこれは反省すべきときに来て
いるなと私は思ひまして、年々から計画というも
のは定性的なものが計画である、そして政治にと
つては定性的計画の方が重要なんだ、定量的とい
ふ面になると、専門家、技術家がモデルを回してやる
やるやつていろいろなケースをつくつてやる、こ
れは一つの参考資料にはなると思いますが、正式
に出でくるものというものは、政治にとっては定
性的なものである。(自由経済と呼ぶ者あり)つ
まり方向を指示するというのが政治の仕事であり
ますから、そういう意味におきまして定性性とい
うものを非常に重要視した考えを表明したもので
あります。

○後藤委員　若干かみ合わないところがあるわけ
です。

総理の理解というのはいまちょっと違うのじゃないかと思うのです。いまちょっと自由主義経済のも
とでというやなやじが飛んでいる。私もそうだ
と思う。別にこれは計画経済だということとはち
とも考えていない。たとえば、これは「エコーノ
ミスト」のこししの六月に出た「どこへ行く
からの日本」という中で「戦後経済政策思想の変
遷」で高橋毅夫さんが、これは経済企画庁の審議
官をやられた方ですけれども、いま新潟大学の教
授をやっておりますが、日本の経済計画というの
は裝飾的計画にすぎないのだ、いままでずっとや
ってきたのは。日本の経済計画は、強いて言
えばフランス型とアメリカ型の折衷タイプになっ
ていたのではないか、フランス型というのは指示
的な計画である、それからアメリカ型というのは
「ニューエコノミクス」として言われる、いわ
ゆる経済分析と経済予測に数量的手法を持ち込ん
だ新しい世代の努力などの融合された制度学派の
政策システムだ、こういうふうに指摘しているわ
けです。

だから、総理が理解されているような計画経済
的だと思いますが、それがひとりで歩きしてどうにも
なぬということではなしに、装飾の計画という

のがぞりいうことを意味するのか、その言わんとすることはわかるわけです。これはもともと大體見直しをされていくべき性格のものでありまして、そのことは「新經濟社会七カ年計画」の中におきましても触れているわけなんです。常に五カ年計画が二、三年でだめになったからいけないということを言っているのじゃない。私がここで申し上げているように、なぜこれが現実と乖離したのか、それは計量の積み重ねに誤りがあったのか、それとも政策よろしきを得なかつたのか、それとも外的要因であつたのかということを常に検証していきながら、目標に向かって軌道修正程度で済むのか、あるいはフォローアップしていつて済むのか、全く出直しをしてくるのかというようなことを常に論議をしていく素材がなくて、政策選択の幅がむちゃくちゃに大きくて、どこによりどころを持ってこれからの日本丸というものを持つていかれるのですか。

「増税なき財政再建」の問題にしてもしかりです。これまで委員会ではいろいろな論議をしている。その論議の中で、全くどういうところに着地点を置くのかということが、政府の方からの答弁では明確にされていない。大蔵大臣お見えになりましたけれども、きのうあるいはおととい、さきおとといの論議の中で、国民の負担率というものもを一体どうするかということに対して大蔵大臣は、ヨーロッパ水準よりかなり低位に置くという、かなりとはどういうことは大変むずかしいということを言われている中で、総理は現状の三四％水準というものを何とか守っていきたいと言っておったところが、昨日どうも財政当局の方からの圧力があつたのではないかと思いますけれども、またこれが抽象的言葉に変わってきているわけです。

大蔵大臣、こういった一つの目標、国民の負担はどういうふうにしていくのか、高齢化社会、国際社会、成熟社会に対応して、政府はどういう着地点を求めているながら行政運営、経済運営なり政策運営をしていくかとするのかということが、

こういう文章の中では抽象的になって全くわから
ない。しかも、いまおっしゃったようなリボルビ
ングあるいはローリングとかといって見直してい
く、作文を見直したってどうにもならぬじやない
ですか。そこに積算されております、その作文に
来るまでの過程のところを見直すことによって初
めて国民にガイドラインが明確になっていくのじ
やないでしょうか。いまの国民の負担率の問題に
つきまして、私は総理の答弁がまた後退し始めて
いるのではないかということを危惧いたします
し、今度の「展望と指針」等も、そういう努力目
標、こういうことを全く抜きにして、数字的に明
らかにしないでおいているのはこれからの増税へ
の伏線あるいは負担率の上昇というものの伏線を
考えているからではないかというように考えてい
るものですか。大蔵大臣、この点についていか
がでございましょうか。

○竹下 國務大臣 総理の定性的と定量的というのは、私は今度の「展望と指針」の底に貫かれておる一つのフィロソフィーではないかというふうに考えております。確かに、後藤さんの御議論を聞いて私なりに参考になりましたのは、言ってみれば、定量的なものがそこに示されたとしても、それは外的要因、内的要因あるいは政策遂行の失敗とか、いろいろな角度から変化していくことは国民全体もある程度許容する問題ではないかというふうな御認識がそこにあるのかなと思って、それは私は二つの見識だと思って承っております。

確かに、今度の「展望と指針」を見ますと、七、六、五抜ききの四、三、二、一と私は覚えておりますが、六、七％が名目成長率で、五が抜けて、七、六、五抜ききの四、三、二、一でちゃんと数字が出ておりますが、これもいわゆる程度という表現を使われておる。これはやはりいろいろ議論してみても、この七、六、五抜ききの四、三、二、一というのは、これは私も必要だなと思っておるわけです。

それで、実際の体験から見まして、七カ年計画を立てますと、当時私はその調整役に介入をさ

せられたことがありまして、二六カ二分の一というのにも、いま塩崎さんもおっしゃいましたように、消費税というようなことが下敷きの中にあつてそうなつていくではないかというようなことがあつて、いま二三・六が五十六年、二三・七が五十七年ですか、それで五十八年が一応二三・七の五めど、こういうことになつてゐるわけですね。それから一方、二百四十兆というのがあつて、途中でそれこそ見直しをやりまして百九十兆、その中において今度はそれぞれの公共事業のシェアの問題が一つ一つ議論されて、その調整をとつて、最終的に調整財源として調整費というようなものを残して一応固めた、かつて調整役をやらされた経験がございます。

それの後から推移を見ますと、二百四十の百九十でも、これは外的要因、いわゆる國際經濟不況とかいうようなものがあつたにしても、相当な落ち込みでございます。そのときに私なりに個人的に感じたのは、これはやはり余りにも定量的なものも先行した場合、ある種の政治不信みたいなものも起こりはしないか。これは私自身がそのときにかかわつておつたから、そんな印象を受けたかも知れません。そういう反省をしてみた。

そうすると、やはり今度の場合、租税負担率というものは、厳密に言えば租税負担率というののも、考えようによれば定義があつてないようなものでございますが、國民負担というものは一応の目標として置くべきではないかということ、ヨーロッパよりもかなり低い、こういう表現になっております。

総理のおっしゃっております、現行に近い努力というものはやはり続けていかなければならぬ。ところが、現在の制度、諸施策をそのまま固定して考えた場合には、単純に見ると分子、分母の變動があつたにしても、それに固定することはなかなかむずかしい。だから、かなり低いという表現にとどまつたと思うのです。私もどっちかという数字にとらわれがちな方であるものですから、かなりとは何%かというようなことを自問自答も

してみましたが、結局、これだけ流動する場合に
は、やはりかなりはかなりだなという感じがしま
す。

したがって、そうなる今度は、財政の展望、
指針、試算というのを、やはり単年度主義におけ
る予算編成の際あるいはそれを審議する際はお示
しするのがまた当然だ。そうすると、そのときに
どういう数字というものをを出していくか、それは
結局いまのような議論を聞きながら、何か出さな
ければいかぬことは事実でございますから、もう一
少し検討さしてもらわなければならぬ。しかし、
私もいまの議論を聞きながら、定量的なものが間
間絶対値として受け入れられがちであるが、受け
る国民の側は、定量的な数字が示されても、それ
に対しては、外的要因、内的要因は別にして柔軟
に対応できるではないかというような印象を後藤
さんの質問を通じて受けましたので、それらも今
度お示しする数値の中で大いに参考にさせてもら
う意見だな、素直にそう感じたことを申し上げて
おきます。

○後藤委員　大蔵大臣、一番國民が心配しておりますのは、これからの國際社会とか高齢化社会とか高學歷とか成熟社会とかという言葉で言われているが、どうもやはり國民の負担というものが高まっているのではないかとという心配をしているわけです。もちろんヨーロッパの社会保障なりあるいは社会資本なりの成熟度と日本の場合は違うわけですから、ヨーロッパが五〇％水準にあるから、そのかなりの幅を上の方に持っていくのか下の方に持っていくのかということについて國民はじつと見ているわけなんです。そして、いまでもやはり重税感といいますか重負担感というものを保持しているわけです。それに対して、もし仮に上がるとするならば、その社会資本なりあるいは生活環境というものに対して一体国はどういう責任を持っていくのか。自立自助ということばかりを言っていく、そして限りなく福祉とか教育というものを切り下げていく、この上さらに、そのかゝりというところに幅を持たして、國民への負担

転嫁というものを持つてこられるのではやり切れぬぞということで、耳を澄ましてじっと聞いてゐるわけでありましょう。

ですから、先ほど大蔵大臣がお見えになる前に
私ちよつと言ったのですが、まさか七、六、五抜
きというのは知らなかったのですが、四、三、
二、一というのは、一、二、三、四と足してい
くと十になるから、十進法の国はやはり十というこ
とで、これは一番覚えやすい数でやったのか。
七、六、五抜きというのはどういう意味なのかよ
くわかりませんが、いずれにしても「展望と指
針」というものはその数字だけなんです。四、
三、二、一の数字だけなんです。そして、あと一
番心配しておる、つまり国民総生産なり、国民所
得なり、国民の負担なり、こういうようなもの、
常に国民が関心を持っております。消費者物価、
失業率、成長率とともに常に政治が中心に置いて
やっているかなければ問題のところがぼかされて
いることに、やはりこれは総選挙の後には、あるい
は来年度の予算編成の過程には増税なりあるいは

負担を求めていく、社会保険にいたしましても税にいたしましてもこの伏線を持っているのではないかと不安を持っているわけですか。

ですから、いま率直な大蔵大臣の御見解は聞かしていただいたのですが、なおそのところは政策選択の幅を残して、数字の面が、せっかく総理も現状の水準に近い——近いということは、現状もしくはは一定あるかないかというような状況としての認識がまた何か少し高くなっていくのではないかとというように受け取れますので、大蔵大臣、一言で結構でございますから、一昨日の答弁に返ってこの点は明確にひとつお考えをいただきました。そしてそれを、今度の「展望と指針」は八カ年計画になっていくわけですから、八カ年計画の、政府が政策を運営していく上における一つの努力目標というものはこういうところに何としても置いていくんだという一つの決意というものを明示していただきたいと思うわけですが、いかがでしょう。

○竹下國務大臣　最初弁解しますと、七、六、五抜きの四、三、二、一というふうに言いましたのとの成長では、七、六というのは六ないし七％の名目成長でございます。四は成長率で、三は消費者物価で、二が失業率で、一が卸売物価という意味で申し上げたわけであります。

重ねて申し上げますが、総理の見識の中に、定量的よりも定性的、これは一つの哲学だと私は思っております。これは一つの考え方に基づいて私どもは、いま柔軟な御意見を交えての御質問がありましたように、ある種の幅というものがあつたということは、世界で一番賢明な、賢明だから今日の経済の発展をもたらした日本国民が最終的には選択する問題でございますので、それにはある種の幅がなくてはいかぬ。しかし、総理から定性的な哲学の上に立つて言われておりますのは、ヨーロッパにいたしまして、これがかなりの水準に達したために、ある意味において別の意味における先進国病とかイギリス病とかというような弊害も出てきておる。したがって、やはり従来の基準というものを絶えず念頭に置いて、それに近いことを基礎に守りながら、国民の対話の中に国民の選択の方向をわれわれが見定めていくべきことであるということではないかな、こういうふうに認識をいたしております。

○後藤委員 この委員会のやりとりの中で、ぼやっとする方向ではなくて、後でまた安井委員の方から総括の中でもう一度締めくくりでこの点は明確にしていただきたいと思ひますけれども、国民が何をいまこの委員会にあるいは政府の見解の中に求めているかということについて、ひとつ真剣に負担率の問題については考えておいていただきたいということを申し上げておきたい。

それから、総理の方はどうも経済計画というものに大変こだわっているわけですが、私は、これまで申し上げておりましたように、たとえバアメリカの経済の失敗におきまして、ニューエコノミストはどうも短期的な手法に少し目を奪われてきておったのではないか、もう少し長期的視野に立

って短期の経済変動に対応するという手法をとるべきではなかったかという見解が最近出始めてきておるようであります。フランスにおいてもそうである。つまり、日本がいま経済計画が二、三年の短期寿命で終わつたということを何か大変申しわけなかったみたいなおことを言っておりますけれども、議論は論議されておつても、私は、日本の経済計画というものは、少なくとも今日の日本をつくり上げていく非常に大きな役割りを果たしてきておつたと思うのです。

その点は自信を持って、これまで積み重ねてきた経済計画というものに対して御破算にしてしまわないで、経済計画をことしというか来年というか、いずれにしても単なる「展望と指針」みたいな、こういう作文ではないものにもう一度戻つて、ひとつ総理も考えておられるようなことは十分取り入れれば結構だと思つたのです。もう一度、今度中曽根総理の諮問として経済審議会に諮問をさるべきだ。しかも、少なくともその積算の基礎等あるいは到達すべき目標の概略がわかるような、概観できるような数字を置いて、出すということをしてひとつ企画庁長官御確意いただきたいのです。

そうでない、と、総理府と行管庁が一本になる。私はこれに対しては、先ほど行管庁長官には、これからの運営が総合調整の面でもどうもやりにくくなるのじゃないかということを申し上げたが、私は、今度の「展望と指針」ということで経済企画庁の店じまいの前兆じゃないかと思うのです。そして単なるエコノミストの学者集团的な人々が少数そこにて、そして計数をいじっているという官庁になりはしないかということを心配する。それがそれならそれでよろしい、つまり総合企画的な行政機構というものはもうこれで終わり、なくてよろしいというなら別ですよ。そうじゃなしに、現業を持っていない、そして常に調整企画の中心になってきておる経済企画庁をどういうように企画の中心に置いていくかということになってまいりますと、そのシンボルとしての経済計画なり経

済白書——経済白書だけをつくる官庁なんというものは、それこそ総理、行革の対象にしていくべきものだ、私はこう考えております。これは一言で結構でございますから、ぜひひとつその点は再検討していただきたい。

〔江藤委員長代理退席、委員長着席〕

○塩崎國務大臣 後藤委員御指摘のように、アメリカでは最近日本のような経済の長期展望がぜひとも欲しいというような声が上がっております。これは私も十分知っております。ただ私は、やはり今回の「展望と指針」のスタイルを基礎にして、そしてこれまでの経済計画のスタイルの反省の上に立って、アウフヘーベンというのでしようか、止揚という形ですか、ひとつ大きく進歩させて、国民の皆様方が目標となるような経済政策に関する一つの見通しをつくっていききたい、こういうふうに考えております。

○後藤委員 先ほど経済白書の問題、この経済白書でもそうなんです。今度は少しページ数が少なくなつたということでありまして、この経済白書の一つの特徴は第三章の「景気調整策の有効性」というところだ。これをずっと読んでみましたが、しかし、これも何が書かれていたのかというところの理解に大変苦勞するような表現になっているわけですね。つまり非常に指導性のない、各省庁に遠慮した、しかも今日の混沌とした財政、内外の経済情勢というものに判断停止してしまつた白書になつていくのじゃないかと思うのです。ただ、企画庁の方のレクチュアがよかったのか、あるいは新聞記者の鋭い分析がよかったのか、たとえば八月二十日の日経の「経済白書うらおもて」の中で、この第三章に書いてあることは実はこういうことではないかというように書かれていたわけですね。

これを読んでみますと、「今回の白書の目玉、第三章はこんな論理展開になつていく。財政再建は安定成長実現のため絶対に必要だ。しかし、財政の景気調整機能を維持することも必要だ。財政再建過程といえど、不況や対外収支の不均衡など

調整策を必要とする事態は起こりうるからだ。しかし、財政政策の景気浮揚効果は昔より少なくなつていく。財政赤字を抱えている中で財政支出を増やすと政府に対する不信が増し、景気刺激効果は一層削減される可能性がある——」こういうことを言っているのだそうですね。私はこれをいま読み上げてみて、結局景気浮揚のためには財政の景気調整機能を維持することが必要だ、しかしこれを今度やっていくとどうもよろしくない事態が起こつてくる、だからそれは考えあぐねるということかと白書の中に——もちろん白書はこれまでの経済報告でありますから、これからの政策の方向をきちっと明示をしていくということではないでしようか、少なくともこの中からこれからの政策の方向といふのはとられていいと思うのです。

いまいろいろの意見があります。大蔵大臣の方は、つまり財政当局の方は景気浮揚のために財政がにわかに出動してはならぬという立場に立っているでしよう。しかし、こんなことをしてありますと——いまヨーロッパなりアメリカの方に景気の浮揚が少し見えているので、それに触発されて日本の輸出が相当伸びていることは確かでありまして、しかし、そのことが非常に大きなアメリカの貿易赤字を来している。これはまた必ず貿易摩擦を再燃させていくことは明らかであります。再燃ではない、現在でもそうでありまして、再燃が相当大きくてその上に輸出が出ているというのならよろしいけれども、ただ輸出依存が行われているというところになつてまいりますと、この際やはり私は思い切つた景気対策というものに手法を戻していかなければならぬのじゃないかという気がするわけでありまして。

減税の問題についてもまだ明確な見解が明らかになつていない。景気対策、景気浮揚のための相当規模の減税を秋口には実施すると言つておつた与野党書記長・幹事長会議の約束事項はまだ実現されてない。そして、いま景気対策に対して中心であります経済企画庁の判断も停止している。

大蔵省の方はこれに対して財政をひとつ出動していくべきかどうか、こんなことは赤字財政の中においてはこんらんできないというところを言っている。そういうことを言つて判断停止しているうちに、日本経済は悪い方向に行きはしないかという心配、もう縮小再生産の方向へ行つて、租税収入だつてさらにまた来年は予定よりも減つてきやしないだらうかということが考えられるわけでありまして。

ここで言わんとする全く判断停止してしまつておつたのか、それともやはりこの際内需拡大策というものを考えていかなければならない段階に来ているのかどうか、その手法は一体どういうふうにしていくのか。これは大蔵大臣と経済企画庁長官からお答えいただきたい。

○塩崎國務大臣 御指摘のように、財政の役割りといつたしまして景気調整機能は民間部門と公共部門との資金の分配、そしてまた国民の所得分配の機能と並んで重要な役割りだと私は考えております。

日本の経済は設備投資と輸出で成長いたしました。景気調整は財政金融政策で諸外国に見ないほどの成功をおさめてきたと私は信ずるものでございまして。したがって、量的にはいろいろ問題はございまして、今後において内需振興を含めての景気対策はやはり財政に期待するところが大変大きい、こういうふうに考えておるところでございます。

○竹下國務大臣 景気対策に財政が出動する余裕は今日ない、こういう財政当局の考え方ではないか、こういうことであります。

ただ、確かに御案内のように、今日まで公債政策というものの歴史を振り返つてみても、やはりオリンピックの翌年の戦後最大の不況というのを救つたのは公債政策ではなかつたか。その後がドルショック、そして第一次石油ショック、その際建設国債という名においてこれが大量に財政の出動の役割りを果たしてきた、あるいは第二次石油ショック、それに対しても、赤字国債も特例

債も含めて、公債政策というものが財政の出動による。今日世界の中では一番早く第一次石油ショック、第二次石油ショックも脱却したそれなりの効果はあつたという認識をまず基本的には持つております。そして、今日その財政というものが公債政策に依存して出動する限界に來ておるではないかという認識も、私はそれなりに持つております。

たとえば具体的に私どもの方に経済対策について範囲があるといつたしますならば、公共事業の追加あるいはまた金融の弾力的運用、こういうことでございまして。そうなつた場合に、総理から私どもに対して、とにかく内需振興を図るための施策として金がなければ知恵を出せ、こういう御指示のもとに目下検討を続けておるといふ状態でありまして。

財政というものがどういう形で出動していくかということに対しては、恐らく後藤委員もそれなりのお考えもあるであらうでしょう。私どももいわゆる公債政策というものに頼つて、なおこれが市中金融を圧迫いたしました景気の足を引っ張る方向に持つていくべきではないという考え方の上に立ちながらも、私どもなりにいろいろ知恵をこれからしほつてまいらなければいかぬ課題であるといふふうに考えております。

ただ、いま一つ、いささか私見になりますが、いわゆる外需主導型というのが内需にはね返ってくるのには、私は従来の経緯からして二四半期かかるのじゃないかということから、いまが〇・四と〇・五というものであつてもそれが持続的傾向を示すものでは必ずしもない、内需の方へ転移していくであらうという一つの期待感を持つております。

○後藤委員 大蔵大臣、二四半期ぐらいかかつて内需へ影響を与えてくるということは恐らくそうだと思いますけれども、しかしどうも貿易構造が少し変わつてきておまして、そのはね返つてきて潤していくといひますか活力を持つ部分といふものと、依然として素材産業なりあるいは地域産

業といふものはその恩恵を受けずにまじに終わるものとの跛行性を持つてゐるのです。だから、そこへの安易な依存というものは、私は政策運営していく上において十分に判断しておいてほしいと思う。

そこで、これはもう一言で結構で、時間がだんだんなくなつてまいりましたので、お答えいただきました。大蔵省の方は、これは内部部局の研究会だと思ひますけれども、経済の構造変化と政策の研究会で六月に「ソート・ミックス」の提唱」といふものを出され、ここで大蔵省、財政当局はなるべく財政の出動を規制をしていこうという理論武装のあれだと思ふのです。それに対して通産省の方はこれまたマクロ経済研究会ですか、こういうものをいま発足させて、これは、今度かつてのような財政の役割を大きくしろということは言わぬが、しかし内需拡大に対してひとつ真剣に努力しろという理論武装をこれからしようとしてゐるのだと思ふのです。それから、総理の要請でことしの七月ですが、対外経済政策を早くつくれというのを要請をしてゐるわけでしょう。この中でも、対外経済政策ではなくて、対外を取つて内需拡大政策、景気対策にしろというように、いま政府各省の中におきましても、いい意味では競争的に日本の経済の活性化をどうするかという研究がなされてゐるのだと思ふのです。しかし同時に、悪く言つと、各省庁の自己保身といふ面も、何か自分の方のところに影響がないやうな形でこの問題に取り組もうというやうな方向に総合ではなく分散になる面があるのではないかと心配をいたしておきます。この点はどう私時間がございませんでひとつ問題の指摘で、なるべく調整をしていながら、自分の行政の都合のいい方向にだけ問題をとらえるということではないようにぜひしていただきたいということでありま。

また、今度のこのジャーナルを見ておりますと、河本前経済企画庁長官が、社会党の所得税で一兆円減税、地方税で四千億円、そんなまじで

よいことで一体どうなるんだ、三兆円ぐらいの減税が必要だ、大蔵大臣、こういう論文を出してあります。財源がなければ減税ができないというのなら、そんなものは三歳の童子だつてわかつてゐることだといふように指摘をしてゐるわけでありま。それでもいざにいたしましては内需拡大の一つの大きな原動力に、大胆にしかも大幅に減税というものをいざといふことなことがなければ、私は、それこそ内外同時不況の中で縮小再生産に陥つていって、より財政の便直化を来していまはしないか、危機感を拡大していまはしないかといふように思つておられますので、これは要望にしておきたいと思ひます。

最後に大蔵大臣、一言で結構でございます。建設大臣もいらつしやるのに申しわけないのです。道路特定財源の問題が臨調でも一応指摘をされておりました。これは道路整備をするというこの目的で徴税されておりますから、これをいかに財政当局が一般財源に全部持つてこいなんといふことは大変むずかしいかと私は思ふのです。ただし、いままでの道路特定で道路だけの整備といふことについておるのを何とかもう少し道路にかかわる公共交通なりあるいはその周辺整備なりに使へるやうにしていくべきではないかと私は考へるわけでありま。その際、一つの今日の税率をふやしてゐるその分をさらに振り向けるといふことはとるべきではない。ただ、いまの税率の中で、付加税という言葉が当たるのか、五%なのか一〇%なのかよくわかりませんけれども、そういう部分はひとつ道路整備によつて「自動車」の社会的費用」といふ東大教授矢野弘文さんの論文もありま。非常に大きな社会的費用をつくり上げてゐるわけですから、その交通にかかわる部分に対してこいつたものを特定財源で全部そこに抱え込むのではなくて、それこそ総理のタブに挑戦といふ中でも考へていっていい時期ではないか。臨調の指摘もあるわけですから、これは大蔵大臣、一言で結構でございますが……。

○竹下国務大臣 ながな一言で申し上げられませんが、臨調のおつしやる特定財源といふものは、税制全体の中での色づかない税をそのときの社会的ニーズに応じて富の再配分をするのが本来の税制のあるべき姿であつて、特定財源とする目的税等については別の意味を持つ、したがつてこれは一般的にすべきだ、底辺にはそういう考へがあると思ふのでありますが、今日の道路整備といふものはやはり特定財源に負うところが非常に多かつたと思ひます。

しかしながら、その都度の経済情勢の推移の中で一般会計分、非常に下世話な言葉を使えば特定財源と一般会計の中で貸し借りというやうな調整を今日まで行つてきておられますので、私は、今後ともそうした調整というやうなものが必要があるのではないかと考へておられます。そうして自動車、持つ社会的役割といふものから自動車中心に考へて、それが他に転用された場合、すなわちその適用範囲を広げるといふことについては、結果としてまた自動車交通にプラスの面を与える面という議論もたびたび行われております。しかし、付加税的なものでそれをいふことになりますと、これまた大いに議論のあるところでございます。しかし、税の一方のあり方に対する御指摘でございますから、十分税調に報告することとはとより、われわれとしても勉強はさせていたきたい。ただ、にわかにその案に乗つたといふやうな答えをいふ用意はございません。○後藤委員 もう時間がございませんで、最後に原子力船「むつ」の問題について御質問をしたいと思います。

この間、自民党の参議院議員の中山太郎さんから「技術立国日本の危機」といふものを私のところに、これは恐らく国会議員の皆さんの方のところに送られたのだと思ふのですが、大変興味深く読ませていただいたわけでありま。この中で「原子力船むつの矛盾」といふことで、大変むだな投資がなされてゐるといふ御指摘で、約二ペ

ージにわたつて「むつ」はこの際廃船にしていくべきではないかという指摘がある。私は本心に勇氣ある提言だと思ふわけでありま。科学技術庁長官あるいは政府の方は、これを将来の海洋国としてどうしてもやつていかなければならぬといふことで取り組まれたのであらうと思ひますけれども、しかし、あつちの放射能漏れを起し、現在保留されるべき港もつくり得ないといふことになりま。それまでも約六百億ばかりの費用を食つてゐるわけですし、五十八年度も百八億、五十九年度の概算要求では百二十八億といふ形、そしてまだこれからだけふえていくかわからない。この際、これもボタンのかけ違いでありま。けれども、私は中山さんのこの提起というものに非常に大きな敬意を表するわけだ。

恐らく総理は御記憶はないと思ひますけれども、総理が原子力行政に情熱を傾けておつたときに、私も松前重義先生にくつて原子力基本法の制定のためのすり合わせの作業をやつてきた一人であります。原子力の平和利用といふものは進めていくべきだと思ふ。ただ、あのときの状況と全く違つてゐるし、中山さんも御指摘になつておられますように、いまや原子力砕水船がソビエトで就航してゐるだけであつて、アメリカにおいても西ドイツにおいてももうすでに廃船になつてゐる。そしてあの原子力船の「むつ」をつくる過程でどれだけの漁民の心を傷つけたか。つまり、補償によつてすべてを解決していこうとすることが、これからその後の公益事業なり公共事業施設をつくる過程で補償費の額を大々上げてゐるわけですね。こういう二つの大きなむだをしてゐると思ふのです。公益的な施設をつくる場合、公共的な施設をつくる場合、だれもがこの補償の問題で頭を痛めてゐる。そして、たとえば電力事業のように総合原価主義でコストに転嫁できるところはないです。そうでないところは全くこでお手上げになつてゐる。そうしますと、政策選択の幅がこれまた狭くなるわけでありま。

この中山さん等を中心にして百十何名の自民党の方
方が原子力船を考えるという会を持されて、十月
の下旬には提言をされるというように聞いてお
ります。私は、この点について科学技術庁長官と
総理にぜひ伺いたいわけでありまして、これら
も、これからさらにどのくらい金を使っていくか
わからな、しかもそれが日本のこれからの科学
技術の発展にどういうような大きなメリットにな
るかということにも、国際的にも非常に大きな疑
問を持ち始めてきている。その政治責任というも
のもちろんあるでしょう。しかしいままで六百
億もかけている、そしていま交渉している、だか
らこれからの問題としても、どうもいまやめるわ
けにはいかないということではなくて、ひとつ大
胆な、この問題についてはビリオドを打って、そ
して研究はもう一つということはそれなりに考え
ていただくということをぜひ検討していただきたい
ということを申し上げたい。

○安田國務大臣 後藤先生、いま自民党の中にそ
ういう考え方があつた、こういふお話で
ございまして、これは後藤先生の社会党も同じで
ございまして、特に自由民主党、これは多数の政
策集団でございまして、考える会であるいは勉強
会のあることは、これはもうあつてしかるべきこ
と、そしてわれわれは、広く理解、協力を求める
ためにはその提言に耳を傾けること、これも当然
であらう、こういうふうに考えております。

そして、この船用炉の研究開発についていかに
対応するか、こうなりましたら、去る十二日の本
院の本院議でもって、社会党の上坂先生から御質
問がございまして総理から御答弁がございまし
た、世界の中で日本の置かれてる立場はいまの
先進国の置かれてる立場と違ひますよと。それ
は原子力委員会が長期展望に立って、いわゆる安
全保障の面あるいは今後の海運、造船、そういう
面でもって船用炉の研究開発という知見の集積は
どうしても日本はやらざるを得ないという政策目
標を持っているわけでありまして、
世界の先進国はすでにもう手中に蓄積してしま

つておるものを、特別に置かれてるわが国の立
場からこれを放棄しなさい、中止しなさいという
ことは、これは大変な、政策選択の大きな、最高
の判断の問題でございまして。われわれは、これは
軌道の修正は、廃止は考へてはいけな、ただ
し、総理おっしゃいましたように、こういうとき
でございまして、この財政の厳しい中でござい
ますから、われわれは本当に効率的な財政の運
用、厳しい財政の執行ということには十分配慮し
ていかなければならぬ、こういうことでございま
す。

いささか私見にわたりますけれども、私はやは
り科学技術の責任者としていま国際的に非常に肩
幅の狭い思いをいたしておるのが一つございま
す。その一つは、戦後翼をなくしました。われわ
れ日本には、自国の航空機というものをもちま
せん。初めて来年の六月、いわゆるジェットエン
ジンのSTOLが離陸するわけでございまして。これ
が世界の国際的ないわゆる航空工業界でそれだけ
大きな発言力を持つことになつたろうか……(長
官、もう時間だよと呼ぶ者あり)これで終わり
ますけれども、私たちはそういう意味でこの原子
船用炉の研究開発は、これは既定方針どおりやら
していただきたい、こういう考えでございませ
う。

○後藤委員 時間が来ていますが、総理から。
○金丸委員長 総理、時間が来ておりますから簡
単に。
○中曾根内閣総理大臣 科学技術庁長官と同じで
ございまして。
○後藤委員 終わります。
○金丸委員長 これにて後藤君の質疑は終了いた
しました。
午後一時より再開することとし、この際、休憩
いたします。
午後零時三十分休憩
午後一時三十分開議

○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
去る二十六日の森井忠良君の質疑に關し、厚生
大臣から発言を求められております。林厚生大
臣。

○林國務大臣 去る二十六日の森井委員の御発言
に關し、大蔵大臣と厚生大臣と同意の上、次のよ
うに申し上げます。
一、第九十五回臨時国会における政府答弁を踏
まえ、行革関連特例法による年金庫庫負担金の減
額分については、積立金運用収入の減額分を含
め、将来にわたる年金財政の安定が損なわれるこ
とのないよう、特例適用期間経過後において、国
の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかに繰
り入れに着手するとの考えに変更はない。
二、行革関連特例法は、特例適用期間中の特例
措置を定めるものであり、その特例適用期間経過
後は、本則に戻る。
以上でございまして。

○金丸委員長 森井さん、それでいいですか。
○森井委員 不満ではありませんけれども、了承い
たします。
○金丸委員長 質疑を続行いたします。細谷治嘉
君。

○細谷委員 最初に行管長官、けさ、ずいぶん厚
い資料をいただきました。その資料に上ります
と、八条機関の法律事項と政令事項で、審議会等
の数は二百三十三あるわけでありまして、そのほか
に三つばかり第二臨調で答申されておりますね。
そうしますと合わせて二百十六程度になると考え
られますが、そのとおりですか。
○齋藤國務大臣 政府委員をして答弁させます。
○門田政府委員 お答え申し上げます。
ただいま審議会等の数は資料で御提出申し上げ
たとおり二百三十三でございまして。委員御指摘の第
二臨調で答申されておる三つというお話があつた
やにたまたま伺いましたが、第二臨調の第四次答

申におきまする臨時行政改革推進審議会、この設
置は、前々国会において成立してすでに発足して
おりますが、これは二百三十三の数の中に入つてお
ります。
○細谷委員 ずいぶん数が多いな、こう思いま
す。

そこで、総理にお尋ねしたいわけですが、そう
いう二百三十五ばかりある審議会等からいろいろな
多方面の答申が出てまいるわけでありまして。その
各種の答申と臨調の答申とは取り扱いに差があ
りますか、あるいは同じなのか。
○中曾根内閣総理大臣 審議会の性格にもよりま
すが、法律に基づき、また法律に基づく政令等に
よつてできている審議会、それから出てくるいろ
いろな答申、これはみなあなたのおの独立してそれ
相當の權威を持つてゐるものでございまして、臨
調の答申もそういう意味における一つの審議会の
答申であり、それ相應の独立した權威を持つてお
る。それで、建議やあるいは報告の内容がぶつ
かつた場合はどうするか、こういう場合は政府が
政府の責任において取捨選択して判断をして執行
すべきものである、そのように考えます。

○細谷委員 総理、頭の回転が早いから私の質問
を先に答えていたわけですが、大体におい
て各種の審議会あるいは調査会等から出るもの
については同じに扱う、こういうことで、言つてみ
ますと最優先に考へてゐる行革、それに関する答
申というものがすべてに優先する、こういうこと
ではない。そこで、臨調答申と各種審議会等の答申
に差があつた場合には政府において対応する、こ
ういふお答えであります。現実には拝見します
と、たとえば地方制度調査会と臨調の答申にはか
なりの差がある点がございまして。あるいは読んで
みますと、郵政審議会における同じ土光さんの名
前での答申と土光さんが会長である臨調答申との
間にも差がある、違いがある、こういうふうに例
がございまして、これはやはり政府の方で調整す
るということですか。

○中曾根内閣総理大臣 審議会設置法によつてい

ろい規定があり得ると思います。また、現にありま。たとえば答申に対して政府は尊重すべしと書いてあるのもあれば書いてないものもありま。あるいはその表現及び構成法の内容について政府がより強く尊重しなければならぬ性格を持っているやに感ずるものもありま。そうでないものもありま。したがって、その設置法、おのおのよく検討をして、しかし、大体同じような表現及び政府に対する拘束性を持っていると考えられるものについては、法律を尊重するという趣旨からいたしましては、政府は同等に尊重すべきものである。ただ、内容がぶつかったという場合は、これは政府の責任において取捨選択して、その責任は政府がとる、そういうことが正しいと思います。

○細谷委員 ここではいろいろな調査会なりあるいは審議会と臨調との答申の違いについて一々議論をする時間もございませんから、それはやめま。すけれども、かなり基本的な問題において違があることも明らかであります。

そこで、中曽根総理は行革最優先、言ってみますと憲法存在としてこの答申を扱う姿勢があるのではないかと、こう思うのですが、そうではないようでありま。すけれども、もう一度ひとつお答えいたしたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 それは、内閣及び政府はそれぞれ政策を持っておりま。すから、鈴木内閣以来中曽根内閣に至るまで、行政改革というものを最重要政治課題の一つとしてとらえて実行いたしますと国民の皆様にも約束し、施政方針演説においても述べているわけでありま。すから、したがって、中曽根内閣におきましては行革の遂行ということが非常に大きなウエイトを占めている、このように申し上げて差し支えないと思ひます。

○細谷委員 臨調答申というのが中曽根内閣では非常に大きなウエイトを持っておる、こういうこととあります。

そこで、ひとつ端的にお尋ねしたいのです。いろいろな報道なりあるいは論文等を拝見いたしま

すと、五十六年三月に発足いたしました第二臨調、二カ年の日子を費やして第五次の最終答申まで出たわけでありま。すが、私の印象では、そういう雑誌等の論文なりあるいは新聞の論調等を拝見いたしますと、最初の一年間は臨調の動きについてはかなり好評があつたようでありま。すけれども、最後の一年間についてはどうも評価が落ちたのではないかと、こう見てお。ります。総理はどう見てお。りますか。

○中曽根内閣総理大臣 私はそのように見ておりません。一貫して国民は臨調の経過、業績につきましては非常に高い評価と支持を与えており、今日におきましてもますますそれは高まっています、政府はそういうふうに考えてお。ります。

○細谷委員 私は、一般的なことを申し上げたわけでありま。すけれども、たとえば第一臨調と比べて第二臨調は哲学がない、こういうことを強く主張をする人がございま。す。それから、第二臨調は「増税なき財政再建」、こういう旗印を掲げたために、どうも大蔵大臣の諮問機関である財政審的なものになつてしまつたのではないかと、言ってみますと行政改革の本質に到達しなかつたのじゃないか、こういう批判がございま。す。三つ目は、どうか、これは財界というのが背景にあつてそれが推進役になつたために、経済的な効率性、こういうものに基調が置かれてお。つた、こういう批判がございま。す。第四番目に、強いて言いま。すと、地方の分権ということを言葉で言つてお。りますけれども、その地方自治や地方分権についてのメリットについての認識を欠いてお。つたのではないかと、こういうように批判が多いわけでありま。すけれども、この批判は全く当たらないとお。考えますか。

○中曽根内閣総理大臣 全く当たらないとは申しませんが、大部分は誤解か偏見に基づく批判ではないかと、私は、臨調は、現在の国家の情勢、政府や財政のあり方、国民の世論、そういうものを全部踏まえまして、哲学的にも、政策的にも、非常に普遍性のある妥当な提言をしてお。られると考へてお。ります。

○細谷委員 いま私が挙げた点は予断なり偏見があるのではないかと、こういう総理のお。答えであります。私は、そういう問題で、特に国と地方との関係、地方分権、そういう問題に視点を置いてこれから質問をしてみたいと思つてお。ります。

そこで、お。尋ねするわけでありま。すけれども、言つてみま。すと、国と地方との関係というのは機関委任事務という一つの大きな鎖でつながつてお。ります。その機関委任事務というのは現在幾つぐらゐあつて、整理対象になつてお。るのはどのくらいなのか、ま。ずお。尋ねしてお。きたいと思ひます。

○廣藤國務大臣 機関委任事務の整理合理化というところは国と地方との関係の改革に関する重要な課題である、かように私は理解をいたしてお。ります。

そこで、機関委任事務は、数字からま。ず正確に申し上げてみたいと思ひますが、地方自治法の中で記載されてお。りますのが三百六十五件ございま。す。そのほかに、機関委任事務ではありま。すけれどもその地方自治法の別表に記載されてないものと等々合わせまして全部で三百九十八件ございま。す。

そこで、その三百九十八件につきま。して、臨調答申は、二年間に一割整理合理化を図れ、こういうことでございま。して、今回の法律におきま。しては、そのうちの四十五法律を改正しようというところで提案をいたしてお。るわけございま。す。そこで、二年間に一割と申しま。して、四十五法律でございま。すから、まだ積み残しがあるわけございま。す。それはもとより逐次実行をいたしてまいります。しかしながら、私としては、この機関委任事務の整理合理化について二年間に一割で十分なのかという問題があるわけございま。す。そこで、私は、これはできるだけ臨調答申の二年間に一割という答申にこだわらず、逐次もつとふやして整理合理化を図るべきではないだろうか、こう考へてお。るものでございま。す。

そこで、御承知かとも思ひますが、臨調答申の

フオーメ機関としてできました臨時行政改革審議会に近く参与制を設けま。して、数人の専門委員と申しま。すか、そういう方々に機関委任事務のあり方――これが一番根本だと思ひます。そういう問題については、臨調答申、詳しく掘り下げてお。りま。せんでしたから、機関委任事務のあり方、そういうものを十分御検討いただき、そしてその御検討の上で具体的にこういう項目、こういう項目はさらに整理合理化をすべきではないかというふうな案もちやうだいたしま。して、これからそういう方向に従つて逐次整理の方向に努力をしていく、そのことがやはり国と地方の関係の改革に大きくつながるものではないかと、私はこういうふう

に基本的に考へてお。る次第でございま。す。

○細谷委員 大体において整理合理化の対象法律、五百五十程度機関委任事務がある、そのうち法律は四百三十件、純計三百九十八、こう言われて、いまお。答えがあつたとお。りでありま。す。この機関委任事務は、昭和二十七年ごろを見ま。すと、大体別表三で百六十、別表四で九十六、それがいまや別表三の方が三百六十五、別表四が百五十七、これは昭和四十九年の話ですね。年々ふえていつてお。るわけだ。

その年々ふえていつてお。る機関委任事務というのは、地方自治の大きな原則からいま。すと、機関委任事務というのは基本的に整理していく、もともとこういうことが基本でなければならぬと思ひます。けれども、経過を見てみま。すと、いまの憲法あるいは地方自治法、こういうものができてから、法律の中の、たとえば地方自治法の二条の、別表などというものは別にしま。して、本文だけでもこれは物すごく条文が多くなつてお。る。これは、言つてみま。すと国の支配介入というのが機関委任事務を通じて非常に大きくなつてお。ると言へると思ひます。そのうちのたつた一割を二年間というのは、どうも総理が評価するほどりっぱな答申とは言えない。言葉どおり地方分権を進めるんだというそれは全く看板にすぎない、こう言わざるを得ないのでありま。すけれども、いかがで

○齋藤國務大臣 臨調答申は、機関委任事務につ

きましては二年間に一割ということをご答申しておるわけでございます。ですから、先ほど申し上げておられますように、これだけで私どもは満足していないということを申し上げたわけです。機関委任事務については、今後ともあり方を基本的に見直す必要があると思うのです。これは臨調答申にも、今後機関委任事務のあり方等については審議会等において十分検討をしないといけないという答申も出ておるわけでございますから、その精神に従って、今度の臨時行審審において機関委任事務のあり方をやはり根本的に見直す必要があると私も思っているのです。

ですから、今回は答申にありました二年間に一割という線です。やります。しかし、本当にそれだけで十分とは思っておりません。そこで、臨時行政改革審議会において基本的なあり方を検討していただく、そしてそれに基づいて具体的な項目を拾い上げていただくように思っています。拾い上げていただく、そして、これは逐次実行に移していく、こういうやり方に努力をいたしたいと考えております。

○細谷委員　行管長官は、今度は第一歩であつて、これからもっと積極的に、抜本的にやるんだ。その姿勢、お言葉は私も評価いたします。ただ、現状を見ますと、そして今度はその一割程度、こう言われておりますけれども、ちょっと例を挙げますと、その四十四というのは、確かに二・四年間に一割、こういう目標の数であることはもう間違ひありません。ところが、その四十四を見てみますと、その各省が持つておる機関委任事務について、非常に成績のいいところは二割あるいは三割近く消化しようとしていますけれども、中には、たった二割ぐらいという省もございます。したがって、各省全くばらばらで歩調すら合っていない。そういうことになりますと、行管長官の言葉が各省にきちんと行き届いておらないのじゃないか、あるいは各省によつて熱意に差があるのじやないか、

やないか、こう指摘せざるを得ないのでありますけれども、いかがですか。

○驚藤國務大臣　今回法律案として御提案申し上げておりますのは、臨調答申に指摘された事項を中心にして書いたわけでございます。ですから、その意味において、二年間の一割という数字は、それに近づいたものは実行いたしております。しかし、先ほども申し上げたように、私どもはこれで十分だとは考えておりません。各省庁にはいろいろの御意見もありましようが、自治省と十分相談をしながら、その行革審の専門家の方々の御意見を拝聴しながらやっていきたいと考えております。しかしながら、この問題は各省庁も固執しています面が相当あるわけでございますから、今後は

なかなか容易じゃないと私は思います。しかしながら、臨時行政改革審議会でそういう機関委任事務のあり方を十分に検討していただいて、それに基づいて合理的な改革を進めていただきたいと考えております。

○細谷委員　私も個々について全部チェックしてみたわけではございませんけれども、この機関委任事務というのはただ単に国の事務を地方公共団体に委任した。地方団体はこれを受けておりますと組織なり人員、こういうものが必要でありますから、財政的にも地方の負担になる。とりわけ、機関委任については地方の議会というのはくちばしを入れることができないわけでありまして、これもまた不合理ですね。地方団体の予算を使いながらこの機関委任事務については監査の対象にならない。地方の議会はくちばしを入れることはできない。こういう点もきちんとやるのが行政改革じゃないでしょうか。どうですか。

○齋藤國務大臣　機関委任事務は、さようなわけでございまして県議会も容喙はできません。そこで、機関委任事務の整理合理化に当たりましては、廃止するものもあると思います。それから府県なり市町村の団体委任ということになりますと、これは当然県会なり町村会が関与できる、こういうことになるわけでございます。ですから、

今後の整理の後のやり方等いろいろ問題があると思います。そういう点について十分機関委任事務のあり方を基本的に検討していただいて、そして具体的な項目をそこで調上げていく、こういうやり方にならうかと考えております。

○**綱谷委員**　これで長く議論するつもりはありませんけれども、言ってみますと、問題は、この機関委任が年々歳々ふえている傾向をとめて、減少させていかなければならない。同時に、いまのおさしにありませんように、機関委任ではなくて団体委任という形をとらなければならぬ、これは大臣おっしゃるとおりであります。その線で積極的に進めていただいて、そしてこの問題についての姿勢が各省においてやはり少し違っておる。特に各省の数字を挙げませんけれども、よい持っているところがある不熱心だ、こういう感なきにしもあらずでありますから、そういう点についてはひとつきちんと各省がそういう点で協力するように努力をしていただきたい、こう思います。いかがですか。

○竊藤國務大臣　機関委任事務の整理合理化につきましては、先生お述べになりましたとおりでございますから、そうしたことを十分頭に入れて積極的に努力を続けてまいります。

○細谷委員 機関委任のことはそのくらいにいたしまして、次に、これもまた重要な問題の許認可であります。

この問題については、行管長官はすでにこの委員会席上で、今回の指摘事項は二百二十二だ、そのうち政令事項が百五十で法律事項が七十二件だ、そして今回の措置件数は法律で二十四だ。これもおおよそ半分ですね。これもいまお答えしたようなことで、許認可についての技術的な整理に取り組んでいく決意で今後処理しようとしているのかどうか、お答えいただきたい。

○齋藤國務大臣 臨調答申が指摘いたしておりますのは二百二十一、それから政令が百五十、七十二、こういうわけでございます。それでこの政令事項につきましては百五十残っておるわけですか

ら、これは年度内にできるだけ、百五十全部いけるかどうかは別といたしまして、百以上は必ず政令事項も廃止していく。こういうやり方にしたいたいと考えておりますから、御提案申し上げております法律による整理とあわせて、百五十の政令事項についても努力をしていきたいと思います。

私、行管庁に来て見ていると、本当に情けない話ですが、なくなったと思うとまたふえていくのですね。私がそんなことを言うのはどうかかと思いますが、私はこれは思い切つて、許可とか認可の数はふやさぬというくちいのことを法制局あたりが最終の段階でチェックしていただくとか、これは各省挙げてその気持ちで努力することが一番大事じゃないか、私はかように考えます。法律事項になりますと、法制局が最終的に国会に出す前にチェックするわけですから、法制局とも十分連絡をとり合いながら、許認可事項をふやすことは民間活力をふやすゆえんではありませんので、臨調答申中の指摘があるうがなからうが今後とも、ずっと積極的

に前向きに行くのが本当だと思いますから、私としてもその職にある限り全力を尽くしてまいりたいと思います。

〔委員長退席、三塚委員長代理着席〕

○細谷委員 職にある限りということでありませうけれども、これはひとつ積極的にやっていたかどうかは別なけれども、法律事項が四十一本あるわけです、今回の措置は二十四本でありますから、自慢はしていませんけれども、半分以上は消化したよということでもあります。ところが、四十一本の中で残りは差し引き十七本あるわけですね。その十七本を洗ってみますと、どうしてこういうことが国から都道府県知事に移せないのか、こういう気がするものもたくさんあります。十七本のうち半分近くが間違ひなく地方公共団体、府県に移すものです。その中で具体の問題を洗ってみますと、どうして移せぬのか、こういうのを移せないのはどうも各省の縄張り、つかんだものを放さぬぞ、こういう根性があるのではないかと思われて仕方

がないのでありますが、長官、そう思いませんか。

○齋藤國務大臣 どうもあまりはつきりは言いにくい話でございますが、各省庁ともそういう権限はあくまでも留保したいという気持ちは一般的にはあると思いますが、そんなことを言っておったのでは行革は進みません。そういうわけで、各省庁とも十分説得しながら、個別的に整理の方針を貫いていくというふうにしたいと考えております。

○細谷委員 もう一つ許認可に関連してお尋ねしたいわけでありまして、基本答申、第三次答申ですね、それから同じように地方制度調査会の第十七次の答申、こういうもので、言ってみますと、行政の住民との一番密接なつながりを持っているのは市町村だから、市町村に重点的に移しなさいという精神、これはシャープ以来の精神であります。現実には都道府県から市町村に許認可が移されておりますけれども、その都道府県の委員の状況を見ますと残念ながら大変な凹凸があります。齋藤長官いろいろ苦勞されておられると思います。総理のとにかく最大の課題として行革に取り組んでいるのだから苦勞していると思いますけれども、都道府県によって大変な差です。あるところでは一件もやっていないのです。こういう事実を御存じですか。

○中政府委員 お答え申し上げます。各省庁と地方公共団体への委譲のことにつきましては従来ともやっております。いままでの実績で百四十四事項、私どもで確認したものがございまして。ただいま御指摘のように、やっていない省庁もあるということでございますが、もう一度再点検をいたしますとともに、今後とも推進してまいりたいと思っております。

○細谷委員 都道府県でやってない県が十ばかりありますね。多い少ないは別として、やっている県は幾つありますか、お答えいただきたい。

○中政府委員 質問を取り違えておったかと思いますが、各省庁から都道府県への権限委譲の実績

を先ほど申し上げたわけでございます。各都道府県は相当数の機関委任事務を持っております。その数も私も研究的には大体つかんでおります。

○細谷委員 私が調べたところでは三十八都道府県、きわめて少ないものがありますし、積極的なところもありますけれども、三十八都道府県だけです。全くやっていないところもあります。例は各省のために挙げませんけれども。

そういうことでございまして、これからの時代はそういう市町村、そして多様化に対応していくという点で、国から積極的に都道府県や市町村に、都道府県が握っておる許認可事務は市町村へ、こういう流れを大きくつくらなければならぬ、こう私は思うわけでありまして、これは長官、いかがですか。

○齋藤國務大臣 御趣旨はそのとおりだと理解いたします。

○細谷委員 いま長官はあるいは御存じないかも知れませんが、先ほど来各種の審議会等の答申で、委譲されないでほしいと指摘されている事項がずいぶんあります。御存じですか。数字を挙げますと、各種の答申で委譲されないままのもの八十八件あります。そうしますと、二百五十もある審議会というものが、何を書いても評価しないというのですから意味がないのじゃないですか。数はふえるけれども中身は文章だけで実績がない、こういうことになりかねないと思うのですが、いかがですか。

○門田政府委員 地方制度調査会などにおきまして御指摘あるいは地方六団体等での御指摘、いろいろあったことは承知しておりますけれども、その具体的内容について私も把握しておりませんが、大変申しわけございませんが、御答弁を差し控えていただきたいと思います。

○細谷委員 どうも専門のところは知らぬわけですが、それなら、直接指導しておる自治省あたりはそういう数字をつかんでおりませんか。

○大林政府委員 長年の間、地方制度調査会あるいは第一次臨調、それから地方六団体あたりから相当数の委譲要望というものが出てまいっております。今日までなかなか実現できておりませんが、その都度御要望が出てまいるのが数十項目に及んでおると記憶しております。正確な資料は持ち合わせておりません。

○細谷委員 長官、ひとつ指導して、私がいま御質問申し上げた点について全く資料等が整備されておらぬようでありまして、整備をしてこの委員会に早急に出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○齋藤國務大臣 承知いたしました。

○細谷委員 もう一つ、この国と地方との関係で忘れてならないものは、行政機関等の設置の義務づけという問題があるわけですよ。そのオーソリティーというのは厚生省なり農林水産省なりあるいは文部省なんですよ。ここにも、各種の審議会の答申で廃止すべきだとされた行政機関がまたございまして。これは御存じですか。

○中政府委員 お答え申し上げます。私の記憶でございまして、行政機関、審議会、それから各種の聯合会まで百八十一であったかと思っております。いわゆる必置規制と言われるものがございますが、これらにつきましては行政監察をいたしました。現在までのところ、ちょっと古いあれかと思っておりますが、十の事項につきましてすでに法律改正がなされたというふうに思っておりますが、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○細谷委員 御指摘のように百八十一あるのですね。この仕事をやるために八十一人の地方の職員が配置されているのです。八十一人、大変な金額です。こういう点も大臣、これは昔は必要だったけれどもいまはもう必要性がない。しかし必置制になっているのですから手をつけられないでいる、硬直化しているわけですよ。その硬直化している例として、私の手元にある例をちょっと申

し上げます。

自治大臣に關係があるのですが、危険物取扱者の試験委託は消防法ですね。これもその一つだが、実際には毎年毎年かなり高い受験料とか講習料とか取られるのです。合格しますと免許をもらうための金を取られる。民間委託、民間委託が一番いいように書いてありますけれども、この場合では、民間委託をするために、年々歳々合格までに莫大な受験手数料と免状をもらうための負担が大変だ、こういう泣き言が私どものところに陳情に来ておりますが、大臣、御存じですか。

○山本國務大臣 私もそういう機関のあることは存じておりますけれども、具体的にどういう内容の業務の運びになっておるかということまではつまびらかにはしていません。しかし、この問題は地方行政をめぐるとしても大変重要な問題だ、こう思っております。

○細谷委員 たとえば消防法で指定機関、こうありまして、消防設備の講習料二万円、燃焼器具の整備士は三万円、事前講習料、受験料ともずいぶん高くなっております。これは一度で合格するわけじゃありません。何回も受けるということになりますと大変な負担になっておる、こういうことで悲鳴を上げているところがある。その上に、そういう機関が一つの天下りの場所になっているのです。これでは行政改革も頭隠してしり隠さず、こういう状態ではないかと思っております。行管長官、ひとつ頭にとめていただいて、この辺も積極的に改善をしていただきたい、こう思います。いかがですか。

○中政府委員 お答え申し上げます。御指摘の危険物取扱者それから消防設備士、消防関係の方でございますが、今回の法案に提出してございまして、法案成立の暁には指定機関にこれを実施させる。まだ団体は出ておりませんが、法案も通っておりますので、いまそういう段階にございます。確かに受験者数に比しますと合格者の率は三分の一ぐらいでございますし、御指摘のとおりでございますが、相当の事務量になって

おります。それから、試験の問題作成も各都道府県にとりましては相当の事務量になっておりますので、専門的な統一した技術力のある団体に今後行わせて、試験を効率的に行わせると同時に、全国統一的な試験ができるようにというふうなことを今回の法案で考えているところでございます。

○細谷委員 長官、これは全体の国と地方のいろいろな鎖があるわけですよ。これを抜本的に整理していかねばならぬ、こういう意味で私はやや時間を費やしてお聞きしているのです。総理と云いたいのですけれども、総理はちょっと時間ですから、長官の政府の代表としての御意見を聞きたい。

○齋藤國務大臣 先ほど来いろいろ御熱心に御指摘いただきました問題は、国と地方の関係改善、改革に関する重要な問題を含んでおりますから、御趣旨のような線に沿うて今後とも積極的な努力をいたしてまいりたいと思っております。

○細谷委員 私の質問の予定では、地方事務官問題についてもある程度行革というサイドから質問してみたいと思つていたのですが、中央から地方へ、こういう流れからいきますと、どうも第二臨調の答申というのは逆行していると言ふ以外にないと思ふますけれども、この議論はきょうはいたしません。

○細谷委員 私の質問の予定では、地方事務官問題についてもある程度行革というサイドから質問してみたいと思つていたのですが、中央から地方へ、こういう流れからいきますと、どうも第二臨調の答申というのは逆行していると言ふ以外にないと思ふますけれども、この議論はきょうはいたしません。

律でというのは均衡を失しておるのではないかと。ちよつとがった推定をやりますと、地方についてはがんだじめの強硬な法律で遠隔操作できるようにしておいて、自分の足元だけは自由に操作できるようにしようという悪意があったのではないかと、こういうふうな推察するのですが、そんな考えはないでしょうか。

○齋藤國務大臣 その問題についてはきょうは考えはございませんが、その詳細につきましては自治大臣からお答えしていただいた方が賢明じゃないかと思ひます。

○山本國務大臣 確かにおっしゃる通りに、今回は国家行政組織法の改正をお願いして政令事項にするということでありまして、地方の場合は、これは相当細かく部局の名前を挙げて規定をしているわけでございますが、それ以上にこしらえるときは自治大臣に協議をしてほしい、こういうことになっております。

これは一つは、地方でいろいろお考えもございまして、おおむね人口に応じて仕事の内容あるいは分量も決まってくるであろう、ほぼ基準的な、標準的な部局を羅列して書いてある、こういうことでございます。一方、地方から何部も設けた方がいいではないかといういろいろのお誘いがある場合もある。その場合は、部局をふやしていくということについては、機構をふやすということは行政改革あるいは地方の機構の簡素化ということと逆行するわけでございますから、そういう意味でこれが置いてあるものでありまして、いまの御議論は理論的にはそういうことが言えるかもしれないが、実態を見れば、むしろそういういまの地方自治法の規定というものは行政改革の重要な課題となつてきた今後有効に機能をするであろう、私はこう思つております。

○細谷委員 自治大臣、私が言つてゐるのは、国の方では行政が弾力的に自由にできるように、言つてみますと総理みずからが二十年代には、もつと自治を確立するために、民主政治を確立するためにという形で、政令事項にしようとしたのを

先頭を切つて法律事項にしたわけですね。これは二十年代です。それから状況が変わつたといふことで、十年刻みぐらゐで局のあれを政令事項という形で今度もまた出てきている。これはいまこころで議論されております。地方の方は触れていないのですよ。二十二年にできた自治法そのとおりです。そして、それは条例でやれといふのですから、私は条例でやるといふことが本筋だと言つてゐるのですよ。国の方へ右へならえしちやえなんことを言つてゐるのではないのですよ。果の人事権といふものは知事が持つてゐる。その裏づけになる人員、配置等は組織ですよ。組織の受け入れの問題は部でありますから、その部についてはやはり県民の代表である、市町村民の代表である機関が、議会が条例で決めるというのが筋なのでありますから、そういう点では国家行政組織法の改正といふのはどうも政府の都合だけを考えた、総理の言う高邁な理想をならみながらやつてゐるとはどうも思ふない。特に、最近、自治大臣はいろいろの面において少くもばは権力的になりつつあると私は思つてゐるのですよ。ですから言つてみますと、この自治法の改正といふのは権力的じゃなく民主的ですよ。こういう形で足並みがそろつていないじゃないか、こういう感じがするのですよ。もう一遍お答えいただきましよう。

○山本國務大臣 いまお話しのように、私がいま申し上げたのは、つまり理論的といひますか理屈の上では、片や法律から政令といふことではないか。しかしこの場合、政令にすることではないか。やはり行政にそういう行政改革を早くやるというふうにお任せをいたしたかういふ趣旨だらうと思ふのですよ。そして行政改革を進めていこう、こういう趣旨なんです。

一方、地方自治法に書いてありますのは、部局の最高限度を一応示してある、そしてこれ以上おつくりになるなら御相談ください、こういう形になつておるわけですよ。それ以内で小さくおつくりになるなら、条例はそれよりもそれだけの地方公共団体の御随意であります、条例の制定権という

自主自律権をお持ちでございますからそれでやつていただいて、なるべく簡素な行政組織でやつていただく、こういうことでございまして、両方とも実態としては簡素な行政機構でやろうといふ趣旨に違ひはない、私はこう思つてゐるところであります。

○細谷委員 国は法律で地方公共団体は条例で、国の問題は国会で、法律は国会で、そして地方においては条例で、そういう部の設置については規則でいいんじゃないかと言つてゐないのです。知事限りでやれる、市町村限りでやれる姿になつてゐないのですよ。問題がある。

総理、その辺どうなんでしょうか。あなたの言葉には重大な、取り消してもらわなければいかぬことがある。簡単にできる、早くできるからそれがいいのだ、こういうことじゃ困るわけですよ。民主政治は時としては時間がかかるのですよ。そのためにあなつたのでしやう。早く簡単にできるからという言葉は取り消していただきたい。総理にお答えいただきたい。

○山本國務大臣 いま行われようとしてゐることは、行政改革をしつかりやろう、こういう趣旨の法律案をいまお願いしてゐるのであらうと私は思ふのです。その趣旨は、私は間違いないと思ふのです。したがって、それと、いまのお話は一つの法形式のお話でございますが、私の方は、実態としては行政改革、機構、組織の簡素合理化という方向はいずれも、地方自治法もそれを目指しております、国も今回はそれを目指して法律案を御審議願つてゐるものだ、こう理解しておるわけでありまして。

○細谷委員 いずれにしても自分勝手に簡単にできるぞ、思うとおりになるぞ、こういうことで国家行政組織法が出たといふことでは、これは許せないと思ふのです。大臣、その辺は、国はそれでいいのだけれども地方はいままでどおりでいいのだ、こういうお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 類推で申し上げるとちよつと見当が違ふ要素もありませんけれども、知事さ

あるために民間がより活発に動けない、必要以上のきつい規制を過ぎている面もある。そういうところもありまして、一般的に規制解除をやるう、そういうことで、たとえば東京なら七環以内の一種専任というものをやめていくとか、大阪並みに改革するとかあるいはいまの土地開発、住宅建設等につきましても余り重い負担を掛け過ぎるという面があって、国でも、たしか千億円ぐらい公共関係の費用を負担して補助をしているはずですね。

だから、適当な、そういう過重負担を掛けないで住宅建設を促進するようにすることが民間活力をふやして景気を回復する趣旨にもなるという意味で、常識の範囲を越えるような、そういう重いのや行き過ぎのものは直そうということでは一般の方針を決めて、各省がそれぞれその指示に従って行い始めていくということ、私は妥当な政策であると思っております。特に、最近住宅建設が非常に鈍ってきております。そういうものの中には、一面には、そういう公共負担が重過ぎる、そのために住宅単価が非常に高くなって、一戸建てに何万円ぶっかけるとか、何十万円ぶっかけなければ家がでないというような形になってきていくという現象もありまして、その辺は行き過ぎを是正するのが正しいと考えてもおるわけでありまして。

○細谷委員 どうも総理のお言葉を聞きますと、住宅建設、特に宅地開発が進まないのは要綱に責任がある、それがすべてである。本当のところ、住宅政策が進まないのは、現実予算もなかなか消化できないのは、もっとほかのところにあるのではないですか。まあその辺の議論はきょうはおいておきますけれども……

これは、千百ぐらいの市町村が宅地開発要綱で余分なものを何でも取っちゃう、そんなむちゃくちゃなことはしていませんよ、行き過ぎは若干あったかもしれないけれども、五十一年度建設白書でそれを評価しているわけですよ。現に、ある新聞には「自治体の宅地規制緩和」総

会屋とか右翼から緩和しろ、緩和しろという動きが現実に出てきている。私はその新聞を持っていきますよ。八月二十九日の新聞です。こういうことです。言ってみますと、どうも建設省がバックになって、そして業者と総会屋と右翼を同盟軍にして自治体いじめにかかっている。こういうことでは宅地開発は進みませんよ。どうですか。

○内海国務大臣 宅地開発指導要綱を決めておる市と町の数は全国で千七百ございまして、その中で行き過ぎがあるというものについて直してもらいたいということございまして、行き過ぎのないところへ、こうと言う気持ちにはございせん。また、先生の御指摘のような問題がありましたら、そういう誤解のないように今後ともよく指導してまいりたい、こう考えております。

○細谷委員 私はこの新聞記事をコピーして持ってきておるのですから、そこにあったことは間違いないでしょう。私のところでも、福岡県の福岡の周辺ではやはりそういうものが出てきておるわけですよ。そういうことでは困るわけですね。そこで、その問題について少し議論をしてみましたと思ひます。

大臣、おたけの方に建設省の総務審議官吉田さんという人がおる。吉田さんが日本経済新聞八月二十七日付に「規制緩和を促すに円滑な都市づくり」という題名の論文を書いておられます。その論文のうち私が注目しておる点は、こう書いてある。「自治体負担増の懸念はない」、いわゆる建設省がやっておる行政指導によって自治体の負担は多くならぬ。いままでは余分なものを取って、いかにも猫ばばを決めておったように言っておるのです。そんなばかなことはないでしょう。そして、どういふふう書いてあるかと言うと、「今回の宅地開発促進のための方策の中心は、宅地開発指導要綱の行き過ぎを正す措置方針を決めたことである。宅地開発指導要綱については、大きく二つの側面について問題が指摘されている。一つは「公共公益施設の整備水準」であり、もう一つは「公共公益施設の整備水準」

つての負担区分」である。今回の措置方針では、「負担区分」については地方財政上の問題として、なお詰めるべきところが多いので、触れないことにし、「公共公益施設の整備水準」を主なテーマとした。地方の負担については触れないこととし、まだこれは詰めましよう——これは後で自治省に質問します。今度のものは公共公益施設の整備水準だといったように、要綱よりもはるかに水準の低いところで、業者の要求と全く同じところに水準を合わせて言っておるわけでありまして、けれども、自治体の負担増はない、そうしてこの方策が完璧なものなんだということを主張なさっております。

この論文をお読みになったか。あるいは、大臣でありますから、それと全く同感か、支持する、こういうことなんですか、お聞きしたい。

○内海国務大臣 不明にしてまだ読んでおりませんが、また審議官からも話は聞いておりませんので、後でよく聞いておきます。

○細谷委員 審議官とはゆくり討論いたしますが、大臣、やはり新聞にこれだけのスペースで書いておるんですよ。ですけれども、大臣は知悉しない。「勉強不足だ」と呼ぶ者あり。勉強不足だとは申しません。下の人が書いてたら、こういうことを書きました、大臣ちょっと頭に置いてくれというぐらゐのコントロールはやはり必要じゃないでしょうか。

そこで、自治大臣、お尋ねいたしますが、この二の負担区分、言ってみますと、開発業者と自治体がどういふ負担区分をするのかということについては詰めておられけれども、あなたの方に責任が来ているのです。これについてどういふ対応をされているのですか。あなたの方は、言ってみますと、建設省と同じように行政指導を始めております。さすがにという言葉はいかぬのか、あるいは不敏にしているという言葉が適切か知りませんが、けれども、建設省と同じベースで権力的には進んでおられぬようでありませうけれども、世間では、建設、

自治両省がやっている、こう言わざるを得ないような姿勢なんですよ。そうだとするならば、負担区分の問題は解決済み、こういうことなんですか。いかがですか。

○山本国務大臣 いままでこの開発指導要綱で進んできたわけですが、その間にやはり一部非常に過大な公共公益施設を要求されるという面もある、こういうことであり、これはいろいろ調査、建設省の調査もございまして、結局、全体の宅地開発の中でそういう公共公益施設の占める面積が余りに大きくなってきましたと地価にはね返る、宅地の値段にはね返ります。ですから、適切な公共公益施設を整備するということが必要である。そこで建設省は今回、その施設をする上についての基準をお示しになった。しかし、これは地域によりまして、また周囲の環境によりましていろいろ違うと私は思うのです。あくまでもこれは一つの基準としてお示しになったものであろう、こう思っております。しかし、何らかの基準を示して、その基準ののつった公共公益施設を整備してもらおうということは妥当な線だ、私はこう思っております。

そこで、今度は地方財政の負担ということになるわけですが、宅地開発という問題は、これは国民経済上非常に重要な問題で、やはりそういう方向は国の政策としても進めていかなければならない。一方、地方財政の負担というものがやたらとやかってくるということになれば地方はそういう開発を歓迎しない、こういうことになってきますと、宅地開発は進まないということになる。そのこととこの両方を考えながら、接点を求めながら宅地開発を地方公共団体も進めていく体制をやはりこしらえていくことでなければならぬと思ひます。

そこで、地方財政の負担ということですが、これは私どもの方もまだいま省内にこれの検討委員会をつくって、これはいろいろなケースがございまして、いろいろな場合がありまして、それらについていま地方財政のあり方を検討

中ではございます。しかし、市町村としてはやはり乱開発になってはいけませんし、また同時に、市町村の負担がやたらとふえるということだけは、これは地方財政の立場から負担し切れないという面も確かにありますので、そういう問題も含めていまなお検討をしておる、こういうことでございます。

○細谷委員 あなたの方は、去年の十月二十七日に建設省の計画局長と自治大臣官房長と連名でこの「宅地開発指導要綱等の運用について」ということであって、建設省のレベルダウンに従えと書いてありませうけれども、隣接市町村との均衡においてその水準を考えた適正な負担を求めていかなさう、結果は同じなんです。文書がある、美辞麗句を並べただけなんです。私が聞いているのは、そうなった通達を出した以上、あなたの方では財政的な責任というのは負えるような体制になっているんでしょう。ならなければおかしいですよ。ただ文書で書いたんじや責任持てませんよ。どうですか。

〔海部委員長代理退席、江藤委員長代理着席〕

○山本国務大臣 それぞれの市町村の中にそういう宅地開発ができて、そして、やはり学校その他の公益施設は当然に住民が来れば必要である、あるいは水道は引かなければならないとか、そういういろいろな公益公共施設は、どうしてもやはり住民がそこにふえれば地方公共団体としてはやらなければならないということだと思います。その場合の負担は、私はやはり地方財政としてはある程度はしのぐ線もあるだろうと思う。しかし、大規模の団地ができてそれが非常に大きな負担を地方財政に負わせるということにならないように、それは考えていかなければならない、こういうこととでございます。去年の十月の両省の通牒は、今回建設省が出した基準というところまでは、そういうことをまだ申し上げておりません。だけれども、方向としてはそういう宅地開発が全体として進むような方向、あるいは地方公共団体でそういう

う經理あるいは財政という立場から見ても適切な措置をとっていきなさい、こういうことを両省の通牒で去年十月に言ったと、私はこう思っておるわけでありませう。

○細谷委員 自治大臣、私の質問に答えてないのですよ。財政的な対応がありますかと、これについて一つも答えてない。

私は教えてあげましょうか。あなたの方では、地方税法という法律の七百三条の三に宅地開発税という税金があるでしょう。目的税ですよ。これを生かしておらないのですよ。四十四年ですか、法律はつくったまま、一銭も税金が入ってないのですよ。言ってみますと、財政的な手当ては、法律ではそういう税目ができておるにかかわらず収入を確保しようとしてないで、建設省に追従して宅地開発しろ、宅地開発しろ、こういうことを言っている。

総理大臣、こういう法律が四十四年にできているのですよ。そうして政令なり要綱もできておるのですけれども、どういうわけか知りませんけれども進まないのです。聞くところによりますと、建設省が余りの税金に賛成せぬものだから余り進まないのだ、取れないのだ、こういう説もあるのですが、その真偽のほどは私は別に問うていられない。この税金の主管省はあなたのところですから、あなたのところが十年以上も、税金をつくらず、あなたとて育てようとしてない、捨て子をやっている、これはどういうわけですか。

○閣内府委員 御指摘をいただきましたように、昭和四十四年の地方税法の改正によりまして、市町村は目的税といたしまして「宅地開発税」を課することができるようになりました。これを課することができるようになりました。宅地開発税を課することができるようになりました。市街化区域におきまして宅地でないものから宅地を造成する、こういうときに限定をされておる。したがって、市街化調整区域等におきまして開発等をやる場合には適用されないというような問題もござい

また、使用目的のわりかし厳しく限定されておる。また、直接必要となる公共施設だけというところとでございませうから、たとえば道路とか排水路とか、そういうものに限定される。関連いたしまして必要になる学校でありますとか保育所でありますとか、そういう一般の公共施設の財源に充当することができない、こういう制約等がございまして、実際問題として人口急増市町村等においてはなかなかそれだけでは十分でないというやうな問題がございまして、宅地開発指導要綱というやり方での地域地域の実情に応じた対策をとっているものと、したがって、そういう実情がございまして、私もといたしましては、できただけ条件の合う市町村につきましては、この税法、せつかくあるのですから、大いに活用すべきであるという指導もしてきているところとでござい

ます、残念ながら、御指摘いただきましたように、まだ一つも取っていないところがないという現状にあるわけでございます。

○細谷委員 この四十四年にできました宅地開発税に關して政令、省令、こういうものが出ているのですよ。それを読みますと、建設大臣、この公共施設については「幅員十二メートル未満の道路」、こうなっている。これは四十四年ごろこの法律ができるときに、建設省も了承を得て十二メートル、それ以下というものが基準になっているのです。あなたの方は今度は六メートル、ですからそのすこいレベルダウンだ。六メートルと十二メートルの道路というの、大変なレベルダウンだ。税務局長、あなたはそのころ局長じゃなかったけれども、このとき、税率として「一平方メートル当たり五百円を超えないようにすることを目途とするものである」。当時の金額で、四十三年ぐらいの金額で一平方メートル五百円の開発税をもらって間尺に合わぬというのが自治体の状況であつた。当時の私の記憶では、言ってみますと、人口が急増している市町村では、人口がふえたことによつて、ふえた人たちが納めてくれるであろう税金収入とふえたことによる財政需要というのはお

およそ一対三か一対四だ。言ってみますと、人口がふえたために入ってくる税金の三倍か四倍ぐらいの財政需要がかかるというものが当時あったのです。それで五百円というのをどうも建設省と自治省で合意したらしいが、そんなことで開発税を設けて五百円をもらうよりも、要綱で業者と協議をしてやった方が対応できるというのがどうも開発要綱行政ができた原因の一つだ、こう言われているわけですよ。大臣、そう思いませんか。その辺の状況は言えないということじゃないでしやう、歴史に基づいて行政は進んでいるのですから。

○閣内府委員 確かに宅地造成等が積極的に行われております市町村の対応というのは非常にピンからキリまであるわけでございます。比較的財政需要を伴わないで開発が行われ得るようなところもあるでしょうし、また、小さな町に非常に大きな団地などが出てくるということになりますと、それは大変な財政需要を要するということになる。いろいろな状況があると思ひます。

そういう中で宅地開発税という一つの税として権力的に一定の財源を徴収するというやり方になりますと、余り弾力的に運営できるような税を仕組むということは税そのものの性質上非常にむずかしい面もあるわけでございます。やはり一定水準で全国的な統一のある線を出していかざるを得ないというやうなことから、税率等につきましても、御指摘をいただきましたように、一応一平米五百円を標準とするというやうな指導もしているわけでございます。したがって、団体の中には、そういう程度の財政負担によりまして何とかなさる、そういう条件に適合するやうな町村があるかと私は考えているわけでございます。しかし、だからといって、すべての宅地開発が行われる市町村がこの五百円で一律に間に合うというにはならないだらう。その辺のところを地域の実情に応じまして、税だけではどうにもならぬという団体が宅地開発要綱に移つていったといひますか、それを採用する方向へ動いていった

ということとは確かにあったというふうに考えてお
ります。

○細谷委員 先ほど税務局長は、この法律は課税
することができるといふのですからしくなくともい
いんだ、大体こんな法律を国会が議決して税をつ
くったのがおかしいんだ、こんな言い分です。こ
れは政府提案ですよ。あなたの方で提案しておい
て、議員立法じゃないですよ、それにもかかわら
ず、今日まで十年間もはって置いて、いまだに
まだだもつけない。そして、これは課税するこ
とができるということでありまして、地方団体が
悪いんです、国会も政府も悪いんじゃないんだ、
こういう言い分は通りませんよ。

○山本國務大臣 いままでわりあい宅地開発の行
われているところは、地方の比較的財政力の弱い
市町村で行われる。しかも、そこで大規模開発が
行われるということになればそれ相当の公益公共
施設はつくらなければならぬ。その場合に、い
まいろいろお話がありました、確かに開発税とい
うものが一つございまして、税となりまして
とおのずと限度もある。そこで、少し言葉は悪い
かも知れませんが、緊急避難的に指導開発要綱と
いうものができてきたものではなかったか。そうい
うことによつて、先ほどもお話しのとおり、入っ
てきた人たちがいただけ税金は比較的少なく、
また公共施設をしなければならぬ経費は莫大にか
かる、そういう場合の応急的な市町村の知恵であ
った、こう私は思うのです。

しかし、今日はそれがやや行き過ぎのものもあ
った。それで建設省も今度基準を示されて、妥当
な基準で公共施設もつくっていくということにな
つてきまして、私は、全体として国民経済的に宅
地開発が進むような方向で自治省としても考えて
いかなければならない、こう思っておるわけであ
ります。

○細谷委員 考えていかなければならぬ、だけれ
ども具体性がない。古い話でありますけれども、
四十四年にせつかく税をつくったわけですから、
国会がつくったものも政府が考えたことも産んだ
らおれは知らぬよというの、これは総理が言う
霊長動物のやることじゃありませんよ。ひとつ早
急に、建設省からもうけたを預けられているので
から、財政的にどうするか、これは、大蔵大臣
ここへ来ておられますし、総理大臣もよく聞いて
るわけですから、ひとつ検討して、手ぶらで建設
大臣のしりをついたっていかぬですよ。いいです
か。お答えください。

○閣議政府委員 宅地開発税を含めまして、宅地
開発に関連いたしました問題につきまして広く検
討をし、必要な対策について手を打って、い
こうという趣旨から宅地問題検討委員会というものを
自治省の中に設けまして、いろいろな角度からの
検討を始めていますところでございます。もちろ
ん、その中には、宅地開発税の具体的な適用の問
題、あるいはそれが実行されない原因と申します
か、隘路がどこにあるのか、それを打開するため
にはどういった改正といふべきか、手直しが必要
であるとすればどこを直すべきなのか、
そういう問題も含めまして現在検討いたしてお
ります。その会には、地方団体の代表の方々にも
入っていただいております。全国知事会でありま
すとか、町村会でありますとか、市町村会にも入
っていただいておりますが、そういう団体
の意見も聞きながら、私どもとしては具体的に検
討をいま進めておるところでございます。そうい
う中で宅地開発税の活用の方策等につきまして
考えていきたいというふうに考えております。

○細谷委員 持ち時間があと少なくなりましたか
ら、これはこの辺にいたしまして、総理が推進し
ております公務員住宅の政策による超高層住宅の
構想とかあるいは国鉄の土地の有効利用とか、こ
れは結構なことでありまして、ちやうど総
理がおります、これは週刊誌の記事でちやうど
恐縮でございますけれども、民間に国有地を活

用させる場合に、新利権ということをやめて過
去にいろいろ問題が起つたことがございま
す。そういう点を心配してこの週刊誌の記事にな
つております。こういう点について十分気をつけ
なければならぬ、配慮しなければならぬと思うの
ですけれども、総理、いかがでしょうか。

○内海國務大臣 国有地の利用による民間活力
導入といったような問題につきましては、建設省
におきましては、事務次官を長といたしまして民
間活力導入の検討委員会というものを設けまし
て、慎重に対処するようにいま鋭意検討いたして
おるところでございます。

○細谷委員 私の予定では、けさ減税問題につ
いて記事が出ておりましたので、その辺もちやうど
質問したいのでありますけれども、一言、これは
自治大臣に、けさの新聞によりますと、大蔵省の
構想として、所得税で七千億、住民税で三千億、
合わせて一兆円、その一兆円が六対四のか七対
三のかは決まっておられけれども、大体七対三
ぐらい、こういうことで、よしあしは別といたし
まして、財源問題で記事が書いてあるのですよ。
ところが、三千億か四千億減税するといふ、一番
問題は住民税が一般の人には過酷なのですが、そ
れについては一言も書いてないのですよ。大体、
減税問題については、住民税もやると言つて、あ
なたも三千億だ、三千億だといふ言っている
のですけれども、実際の中身については、新聞に
よりますと、あなたはずんば減税じゃないです
か。具体的に検討しているのですか。あなたが検
討しているのは、今年度をやつてもらっちゃ困
る、やるなら来年にしてくれと言っているだけじ
やないですか。あと中身はないじゃないですか。

その辺について答えてください。

○閣議政府委員 住民税の減税問題につきましては、
所得税とあわせて、現在政府の税制調査
会におきまして御議論をいただいているところで
ございます。新聞記事にはいろいろな財源なり規
模なりの問題が出てくるのがたびたびございま
すけれども、税制調査会におきましてはまだ規模

なり財源なりその具体的な議論の詰めまでは入
っていないというふうに私も承知しているところ
でございます。もちろん事務的に私どもに課
せられた責任といたしましていろいろ内部的な
検討はいたしておりますけれども、正規のそ
ういふ方針としての議論の詰めというものはまだな
されていない段階でございます。

○細谷委員 大蔵大臣、このけさの新聞について
は、全く煙にも値しない、こういうことなんです
か。火のないところに煙は立たぬ、こう言ってい
ますが、出ています。

○竹下國務大臣 私もけさ何かその種の記事を見
ました。毎日何か出ております。私がこゝで答
へたことにつづきまして、各紙とも大体それぞ
れが違つたように解釈して出ております。私に對し
て、記者会見のときに、言語は明瞭であるが意味
が不明であるという批判も受けた。したがつ
て、気をつけながら発言もしておりますが、原則
的には、いま自治省の閣根局長からもお答えがあ
りましたように、いまお願いして鋭意審議してい
ただいておるところでございますので、規模、中
身、時期等については審議の経過の中で私どもに
サセスチョンをお願いしておるというふうなもの
は全くございません。ただ、一回こゝでもお答え
いたしましたのは、事務当局としてはどんな事態
があつてもそれに対応する勉強だけは並行して進
めておりなさいよ、これは申しておるところで
ございますけれども、いろいろのことがよく記事に
書かれておりますが、仮に煙が立ったとすれば、
それは砂ぼこりであつて、火はなかつたというふ
うに御理解をいただきたいと思ひます。

○細谷委員 これはこの委員会でもずいぶん時間
をかけて議論されておりますから、きょうは時間
がありませんからこれ以上言いません。

そこで、自治大臣、さつき税務局長に答弁させ
てあなた一言もしやべらない。今度の質問に對し
てはしゃべってください。

国税の租税特別措置あるいは地方税における非
課税規定ということについては年々問題になつて

の手直し、完璧ということではありません。けれども手直しされました。そうだとするならば、都道府県税である事業税というのは、七二%必要経費で落とすというのではないのです。収入は全部非課税なのです。お医者さんは、産婆さんの事業については事業税がかかるわけですね。お医者さんについては入ってきた金は全部非課税なのです。これは不公平ではないでしょうか。不公平税制の最たるものです。しかも七二%という社会保険診療報酬の所得については変えたのですから、都道府県税の事業税については早急に手直しすること、これはいままでの七二%の所得より不公平の度合いにおいてははるかに悪いわけですから、これは手直しすべきだと私は思っております。

これはぜひひとつあなたの政治生命をかけてやっていたらいいと思うのです。それは事業税についてはほかのものがありません。報道関係はどうかのだとかいろいろあります。けれども、お医者さんの所得税については手直しをしたという歴史がある。それならば府県税である事業税については手直ししろという意見が出るのはあたりまえだ。そういう主張は長年あります。これに取り組みたいと思ふかとお聞きして、一、二分残っておりますけれども、私の質問を終わります。

○閣僚府委員 事業税につきましては、御指摘をいただきましたように、社会保険診療報酬につきまして収入並びに経費として計上しない、したがって課税ができないという形になっていくわけでございます。もちろんのことではございますが、自由診療部分につきましては、当然事業税の課税対象になっておるということでございす。この問題につきましては、先生十分御承知のとおりでございますけれども、いろいろの経緯がございまして、昭和二十七年に国会におきます地方税法の修正という形でできた経緯もあるわけでございます。そういった経緯も踏まえながら、しかし私どももいたしまして是非課税と特別措置の整理合理化の一環といたしまして十分検討していただかなければならないという考え方を持っております。

りますので、現在行われております税制調査会におきましても、私どもから説明を申し上げ、御検討をいただいているところでございます。

○細谷委員 これは長い間の懸案でありまして、不公平という物差しで見ますとこれ以上のものはないわけですから、これはひとつぜひ来年度から手直しをしていただきたい。大臣に薦め申し上げておきたいと思ひます。

もう一つあるのです。これもまた、私は、税制上から問題があると思ふのです。事業税といふのが昭和三十九年度に人口五十万以上、四十九万のころは取つちやいかぬよという法律ができ上がった。そうして、五十一年度に人口三十万以上のころから取れるようになりまして、二十九万のころは取つちやいかぬよと、人口で区別がつけました。人口だけですよ。都市の構造からくる需要とか何とかというのとは全く関係がない。しかし、つらつら考えるに、日本列島にある法人で人口の多いところにあるところは事業税を納めて、人口の二十五万のところでは事業税を納めないでいいというたてまえというものは、法のもとに平等という点からいって問題があると思ふのです。これは手直ししたいかと思ふ。

それで、私の手元にある資料では、仮に二十万から一、五十万から三十万とありまふ。二十万から三十万の都市で、さらに県庁所在地、とうとうところを見ますと、おおよそ対象から考へて三百億程度の税になるのではないかと。税を取るばかりが能だとは思つておりませんけれども、不公平は問題ですから直していただきたい。この点について答えていただいて、私は五分まであるから、経済企画庁長官のところへ出したものも加えて財政問題を聞きたいと思ひましたけれども、これは、いづれまた次の機会にやることにいたします。この二点だけお答えいただきたいと思います。

○山本國務大臣 いまの事業税の問題は、これはいつも税制調査会で毎年のように二十万にした

らどうかという意見もいろいろ出るわけでございます。いろいろな議論の結果、まだそれは実現を見ていない。しかし、ことしの税制調査会でも、やはりこの問題も議論をしていただく、こう思つております。

○細谷委員 終わります。

○江藤委員 長代理 これにて細谷君の質疑は終了いたしました。

次に、正木良明君。

○正木委員 もうすでに、この委員会では、わが党から二名の委員が克明詳細にわたつて御質問を申し上げました。

特に、鈴切委員は、三時間二十分をかけて御質問を申し上げておりますので、重複を避けて申し上げてみたいと思ひます。

一番大きな目玉になっている法律が二つあるわけですね。国家行政組織法の改正案とそれから総務庁設置法という非常に大きな法案がある。この国家行政組織法のわれわれが一番反対している理由は、やはり何となく行政組織の中での局以下、その組織の問題について政令委任するということとは国会の審議権を奪うことになるということが、これはずっと論議されてきた中で一番大きな焦点の問題だと私は思ふのです。

ところが、政府の側としては、これから機動的、弾力的な行政改革をやっていくためにはどうしてもそういう問題については、百二十八という上限を決めながらも、政府の考へ方に任せていただきたいという主張がある。これは一面、社会の進展に伴つてある程度わからないわけはないわけですが、しかし、どうしてもわれわれとしてはこの価値判断をしなければならぬので、そういう行政改革を進めていくために機動的、弾力的な権限というものを行政に委任していくということもがもたらすメリット、プラスと、国会が固有の審議権を手放してしまうということのデメリット、逆に言えば行政組織に対して国会の審議権、議決権というものを留保しておくことのメリット、これの比較考量の上においてどちらの方が国民のためになるのか、国家の将来のためにいいのかということを考えていかねばいかぬと思ふのです。これは言い合つてみても恐らく平行線になるだらうと思ふ。

そこで、これは長官によく考えていただきたいのですが、私はこう思ふのです。一回やらしてみよう。だから、局以下の行政組織の問題については、政府がどれだけ努力をして行政改革に取り組んで効果を上げていくかということについては一回任してみよう、しかし、一応その期間を一定期間、私は五年くらいと思つておられますが、五年くらい一回任してみても、そうしてその結果見直すという考へ方に立つたらどうかというふうな考へてみたわけです。

このことは、確かに審議権を奪われるのです。と同時に私はこういふことを心配するのです。たとえば政令委任をしてしまった後われわれが考へていけるほど行政改革が進まなかったときに、いままでもなら国会の側から議員提案という形で行政改革の、要するに行政組織の削減ということを法律で要求することができると。ところが、政令委任をしてしまふとそれすら奪われてしまふということになってしまふわけですね。これは全く政府の恣意的な考へ方に任せてしまふわけでありまふから、まあ、一回やりなすてごらんない、あなた方が機動的、弾力的に行政改革を進めていくためには任せていただきたいと言ふなら任せてあげましよう、しかし、それは一定期間を限つて見直すということとそれを許してはどうだろうかという考へ方があるわけですね。特に臨調からも、可能な限りサンセット方式というものを導入すべきである、一定の年限を限つて見直すということをしよつちやう、特に補助金だとかそういう問題について言つていられるわけでありまふが、それを援用してこの国家行政組織法の問題についてもそういう形はとれないものだろうか、こういうふうな考へたわけなんです、長官、どうですか。

○齋藤國務大臣 私どもは、もうたびたびこの委員会において申し上げてまいりましたように、行

政需要の変化に対応し、あくまでも弾力的、機動的に、大臣の補佐機関でございいますから、局の設置廃合について政令でお任せいただきたい、こういうふうにお願いをしておるわけでございいます。そこで、五年後見直すというお尋ねでございいます、具体的な政策についての適否、それを見直すという、再検討と申しますか、そういう事項を設けた規定は、私はよそにあると思ひます。しかしながら、法律で決めることを政令に御一任願いたい、その政令委任というそのこと自体を見直すということになりまうと大変な、私はある意味からいうと混乱が起るのではないかと、かように考えておりますし、しかもまた、国家行政組織法のやうな国の行政組織の基本を定める基本法、基準法、こういうものについて、たとえ五年を限ってそれを見直すということは、基本法であり基準法である国家行政組織法ではない、私はかように考えます。具体的な政策の適否について、たとえば補助金やその他の問題について、五年間は補助金を出しなす、こういう具体的な政策について見直すということは私は可能だと思ひますが、政令委任という事項を見直すということ、は、かえって大変な混乱を起します、できないのではないかと。そういう例もいまでもございせんし、私はできない問題じゃないだろうか、かように考えております。

○正木委員 しかし、政府はお任せいただきたい、お任せいただきたいということだけなのですよ、ね、これは。そして、その結果についてはどういふふうな処置をとるかといふは、官報で公示するだけでしよう。したがって、私たちはもうこの問題については、一たん政令委任をしてしまった後は物を言うチャンスというのとはほとんどないわけ。そうすると、国会のいままでのチェック機能というものがゼロに近いような状況になってしまふ法律をいま審議して、これを通してもらいたいというふうにおっしゃっているわけですか。私たちは、行政改革については基本的に賛成でござい

すから、これを推進していく方策なら何でも手助けしたいという気持ちはありますよ。しかし、みずから国会のチェック機能を放棄するというやうな形でこの問題が推移していく。もし見直すというチャンスがこの法律の中でつくるということでなければ、もうあと野放しみたいになつてしまふおそれを非常に危惧するわけです。その点、何かほかに救済方法ありますか。

○齋藤国務大臣 私から申し上げるのもどうかと思ひますが、国会の行政あるいは行政機構に対するコントロールというものが十分あると私は考えておりまから、国会が持つておる国政調査権の範囲において御審議をいただく、これは私は自由に調達にできると思ひます。

それからもう一つは、予算書におきましては、つ、この省には幾つもの局、八つの局、七つの局、こういうことをはつきり書いて予算審議をお願いいたしておるわけでございいますから、国政調査権なりあるいは予算審議の過程において十分御審議をいただく。これによつて、現在国会なり政庁というものの行政や行政機構に対するコントロールの機能というものは私は非常に強くなつてきておると思ひます。戦後国家行政組織法ができるとき以上に強くコントロール機能をお持ちになつていただいていると私は思つておりますので、国政調査権なりあるいは予算審議の過程において御審議は十分いただける問題だと考えておる次第でございいます。

○正木委員 確かに、国政調査権の行使の問題であるとか予算の審議の上でこの問題をコントロールできるといふ可能性はあると思ふのです。しかし、コントロールでできる手段というのはできたてでございまして、戦後国家行政組織法ができたときから、さらにそういうコントロールの手段というものを国会に残しておくと、これが必要だと思ひます。サマセット方式の問題については後で法制局長官に御意見を伺ひたいと思いますけれども、少なくともこの官報公示という問題を、国会へ具体的に報告するといふやうな方策

はとれません。

○齋藤国務大臣 先般も公明党の鈴切委員からお尋ねございました。私の方は、国会をも含めて広く国民に知つていただくということがより適切であると思つて官報公示という手続を規定しておるわけでございいます。そこで私、政府側としては、この提案をいたしました以上はこれがやはり一番適當である、こう申し上げざるを得ないわけでございますが、国会報告義務を課したらどうだろうかというお尋ねが先般もございましたので、私の口からそれは結構です、修正には応じますということは申し上げることはできません、提案いたしました法律が適切であると思つて提案しているわけでございいますから、その点につきましては与野党で十分御審議をお願い申し上げます。

○正木委員 いや、相当明確におっしゃつておりますから了解いたします。これはわれわれの政党間の折衝の問題で考えていきたいと思ひます。先ほどの見直し問題について、法制局長官、法律の専門家の立場からどうでしょうか。

○茂島政府委員 お答え申し上げます。先ほど齋藤長官の方から御答弁されました、ほとんどそのとおりでございしますが、いわゆる再検討事項、見直し規定でございします、これは、ある法律の規定によつて実現しようとする具体的な政策内容を、その規定の施行後一定期間実施をしてみたところその規定の是非について見直しをするといふやうな規定を附則その他に置くという仕組み、これをいわゆる再検討事項と言つておりますけれども、これは先ほど齋藤長官言われておりましたように、たとえば補助金の交付の制度とか、あるいはまた石油の需給安定の關係でもそういう例もございしますけれども、要するに具体的

な政策の適否につきましてそのやうな再検討事項を設ける場合は間々ございします。ただ、政令委任規定そのものの適否を見直すといふやうな例は承知しておりません。

したがらして、御質問のやうな見直し規定を設けることはきつめて異例な立法となるやうな感じがいたします。特に、国家行政組織法は行政機関全体の組織のあり方の基準を定めた基準法でありますだけに、各省設置法にも影響するなどいろいろむづかしい問題があるやうに思ひますが、いずれにしても結論的には国家行政組織法の所管である行政管理局で御判断いただくべき問題である、かように考えております。

○正木委員 要するに、いまの国会の権限が縮小されるというのを国会自体が承認するか、それよりも行政の権限を大きくした方が行政改革に役に立つかどうかといふことの接点がいまこの審議の中で争われているわけですね。私は法律の専門家でありまから、その点は法律的にいろいろの反論はできませんけれども、少なくともこの国家行政組織法の改正案といふものは、行政改革を進めやすいためにこうしてもらいたいといふことが政策的な主眼になる改正案だと私は思ふのです。

そうすると、それが一切われわれの手から奪われてしまふやうな形で委任されてしまふ。その結果がどうもよくないといふやうな、それならば、国会が乗り出して法案を議員提出してこれをやらせようといふ手段に出ようとしても、もうそのときにはその手段が奪われてしまつていふやうことになるから、したがって、やはり五年なら五年の見直しといふやうな考え方がこの中に導入されているならば、それによつて、政府もその結果といふものについては今後毎年国会に報告してやらうことになるかもしれませんが、そのほかにやはり行政改革を責任を持つて進めていくといふことについての努力目標が出てくるというふうには思ふのです。

そういう点で、私たちはこの問題については、

先ほどの国会報告義務と同じように一回与野党でよく意見を詰めてみたいと思います。そのときはまたよろしく願ひいたします。

それでは次に、これは何回も御答弁を聞いておりますから、もう多くを聞きませんが、審議会で

すね。これは審議会の法律設置のもの、政令設置のものにそれぞれに分けたわけでありまして、これらも、これも確かにそのための幾つかの基準をおつくりになって、その基準に当てはまるもの、当てはまらないものの振り分けをなさったのだらうと僕は思うのです。しかし、われわれの感じとして、どうしてもやはり法律設置のものが重くて、

政令設置のものはそれよりもいささか軽いというやうな感じを持つわけだし、その内容は決してそういう軽重の存在するはずはないとお答えになるだらうと思いますが、国民の目から見ても、やはりそういうふうな感じでも、法律で設置をそのまま存続するものと政令に委任してしまふものと

の違ひというものは、軽重があるやうに判断されるのじやないかというふうに思ひます。

たとえば、運輸省の運輸審議会というのは法律事項として残されるのです。郵政省の郵政審議会というのは政令事項になってしまふわけですが、

同審議会の違ひは、運輸審議会の委員は国会の同意を必要とする点だらうというふうに思ふわけですが、所掌する事務は両審議会ともきわめて重要な運輸行政とそれから郵政行政全般にわたつて

るわけであつて、内容に關しては有用性から言へばほとんど差がないものだらうというふうに思つておるわけでありまして、そういうことも含めてこの二つの審議会が法律事項と政令事項に分かれたという理由を、長官どうでしょうか。

○齋藤國務大臣 今回の審議会の法律と政令とにその設置根拠を分けた大體その内訳をまず申し上げてみたいと思ひますが、総理府に置かれて

おります審議会の総数は二百十三、その二百十三のうち、なるべく審議会の省に、主たる事務を所掌する役所に移せるものは移そう、こう

いうふうに考えたわけですが、実体法に

審議会を設けることについての法律の根拠を置いておきますものが百二十九でございまして、その百二十九の実体法に根拠を置いておるものの中には、もちろん国民的……（正木委員「長官、それはもう何遍もお聞きしましてよくわかつております」と呼ぶ）いま簡単に申し上げます。

それから二番目には、国会同意人事のものは法律で設置をしよう、その他の各省設置法等にあるものについてはひとつ政令に移そうということにしたわけであつて、法律でつくるか政令でつくるか、審議会に軽重の差はないと私は考へておりますし、今回政令に移せるものにつきましても、従来総理府に附属したわけであつて、当然総理大臣の任命とか、それから諮問に対する答申は総理大臣が諮問をして総理大臣に答申をする、こういうふうなことに従つては従来のおり

にいたしておるわけであつて、したがつて、軽い重いということではなくして、国家行政組織法、今度の改正の、第八條の規定に従つて大體そういうふうな分け方をしよう、こういうわけであつて、軽重の差というものは全然ない。それからその運営についても従前と変更はないという形になつておるわけであつて、

○正木委員 新しく設置されるのは極力制限されていくだらうと思ひますが、もうすでにあるものを法律事項と政令事項に分けておるわけでありまして、現在存在するもので議論しなければい

ぬだらうと思ふのです。そうすると、国会の同意なしに廃止することは、政令事項の場合は可能なんです。たとえばいまの二つの審議会のほかに税制調査会というのがありますね、政府に、法制審議会というのがありますね、それから米価審議会、これ皆政令事項に移されてしまふわけですが、これらはやはり、この性格とそれから審議会が持つ機能ということから考へますと非常に重要なものであつて、

政府が勝手につくつたりつぶしたりできる性質のものとはおおよそ違ふやうな気がするのですが、この点どうでしょうか。

○齋藤國務大臣 いまお述べになりましたやうな米価審議会とかあるは税制調査会とか、そういうものを政府がつぶそうなどということは絶対考へていないわけであつて、ただ審議会設置の国家行政組織法の基準に従つてやういふふうに分けたというにすぎない、こういうふうにお考へただきまして、その間に軽重の差はないと思ひます。どの審議会でもそれぞれ専門事項についてはそれぞれの権威のある御審議を願うわけですから、それが権威がない、それが権威がある、そういう性質のものではない、かように私は考へております。

○正木委員 私もそう思ふのです。しかし、国家行政組織法で局以下の組織についての委任を求められておる法律の改正案、これは行政改革を機動的、弾力的にやつていくために必要なんだという御説明です。これは、肥大化を防いでいくといふことは、上層が決められておるからこれ以上肥大化しないだらうと思ひますけれども、ただ問題は、これをどうと統制縮小してもらわなければいかぬのだけれども、これもやはり、これに伴つて行われるところの審議会も当然これに對してメスが入られて、やうして整理縮小されるという方向での行革をやりまするために政令委任ということになるやうな感じがするやうな感じがする、同じ精神が通つておるとするならば、

すね、同じ精神が通つておるとするならば、そうすると、要するに国会がチェックしなくとも、所管するところの各省であるとか総務庁であるとかが判断すれば廃止する方向になるのだと私は思ふのです。これを廃止しなければならぬ整理縮小とは言えないわけなんです、これは必要なものであるか、必要なものでないかということについて、それはごつちやにして考へていかぬだらうと私は思ひますけれども、方向としてはそういうことになるのでしよう。やはり審議会も整理統合、縮小の方向で整理なさるといふお気持ちがあるのですか。

○齋藤國務大臣 一般的にはそういう考へもあるかもしれませぬけれども、現在の段階では、現状

のまま政令なり法律の事項に移すということにしたいと思ひます。

○正木委員 だつて、整理縮小の機動的、弾力的運用のために政令委任するのですから、そういうことをする予定が全くないということになるなら政令委任する必要はないじやないですか。

○齋藤國務大臣 ですから、先ほど申しましたやうに、一般的に申し上げますれば、そういう考へはあると思ひます。しかし、現在の法律の提案のこのときに当たりましては、現状をそのままにして政令事項、法律事項というふうに分けたにすぎません、こう申し上げただけでございまして。

○正木委員 そうすると、一般的に言つて、整理縮小の方向を目指していくことは事実です。それをなくすとか、これをなくすとかいうことは具体的に言えないにしても、どうでしょうか。

○齋藤國務大臣 一般的に申しまして、審議会が全体を通じて二百十三といふのは多過ぎるじやないかといふことは一般的に言われておる問題でございまして。ですから、そういう方向といふものは私はあると思ひますが、現在の今回提案してあります法律につきましては、その設立区分を法律にするか政令にするかといふことの基準的な法律を提案したにすぎないといふことを申し上げておるにすぎません。

○正木委員 要するに、政令委任した意味をお伺ひしては、政令委任をするのは、機動的、弾力的な運用といふものを行政の方に任されたならば行政改革が進みます、行政改革といふのは、やはり整理縮小といふ一つの大きな方向で動いていかなければならぬ、その中には増減もあるでしよう、あるけれども、総体としては縮小されていくという方向でなければ行政改革の実は上

がったとは言えないわけですから、その中の範疇に当然審議会は含まれるといふふうに解釈してもいい、しかし、いまだこれをやめるとかこれをやめるとかいうことは明言できない、そういうふう

に受け取つてよろしいですか。

○齋藤國務大臣 そのとおり御理解いただきました。

と思ひます。

○正木委員 要するに、行政の簡素合理化という問題に關しまして、税務行政の問題を、国と地方とある種の共通したものについては一元化できるような方向で行政の簡素化ができないものだらうかというふうに考えるわけですか。一つは、国税と地方税の税務調査、これは臨調も第三次答申で「国税、地方税の税務調査、資料提供等の協力連携を一層強化する等、地方を通じ税務行政の効率化を図る」ということを答申の中で言っています。また「国税、地方税の徴収事務の総合化、効率化を検討する」というふうにありまして、また、臨調の第二部会の報告、これは昨年の十二月に報告されておりますが、「省庁組織の整理・再編合理化について」という中で、「行政機構改革の課題」省庁にまたがる行政課題への対応で、徴税機構、大蔵省、自治省、それから国税、地方税の徴収事務のあり方を検討するというふうになっております。これは余り具体的に今回の問題としては提起されていないわけですが、検討するけれども、この点についてはいろいろ検討なさっていると思ひますが、どういふお考えでしょうか。

○山本國務大臣 徴税機構の一元化というのは、ずいぶん前から問題にされて、いろいろ検討も過去においてしたと思ひます。しかし、結論的に申せば、やはり国税と地方税というのはそれぞれ目的が違い、それぞれの体制でいまやっているわけですが、なかなか簡単に徴税機構の一元化ということにはいきそうにない、こういうのがいまの結論だということでございます。

○渡辺(幸)政府委員 お答え申し上げます。国税と地方税の協力連携につきましては、かねがねから地方税当局と協議をいたして、おまして、地方税当局の格段な御協力をいただきまして、申告書の收受とかないしは資料の交換とかいろいろな面での協力を強化をいたしておるわけでございます。今後とも一層こういう点につきまして地方税御当局と協力を緊密にいたしまして努力をしてまいりたい、こういうことでございます。

○正木委員 まあそれは何もかもというわけにはいかぬでしょう。それは非常に広範な課税調査の問題であるとか徴収事務がおりますから、これは何もかも一緒にやるということにならぬだらうと思ひけれども、先ほどちょっと私が申し上げました、できるだけ共通点のあるものについては一元化できるような方向を探ったらうという中に、土地の評価の問題があるわけですね。これは一つは国土庁がおやりになっている路線価格、要するに土地の公示制度の問題がある。それで大蔵では、要するに相続税関係で土地家屋の評価をなさる。そして自治省ではいわゆる固定資産税の評価というものをやりになるわけですね。こういうことで、国土庁は土地の公示というものをやりになっていくわけでありまして、これはどれどれ人数がかかっていますか。職員数と土地の鑑定士、どれどれいふ予算。

○永田政府委員 お答えいたします。土地の公示に携わっているスタッフの機構、人員はどうなっているかということでございますが、土地の公示は、国土庁の附属機関である土地鑑定委員会が行うわけでございます。この委員の数は七名でございます。それからこの委員会を助けて実際に土地公示法の施行事務をやっているスタッフは二十六名でございます。實際上全国各地の地点の土地の調査をし、公示をするスタッフは、約千九百名の不動産鑑定士及び不動産鑑定士補というのが担当いたしておるわけでございます。

○正木委員 予算は……。

○永田政府委員 予算は約二十億でございます。○正木委員 じゃ、国税庁も一度済みませんけれども、相続税の土地評価というのはいくついう方式でやっておられますか。

○渡辺(幸)政府委員 相続税の評価でございますが、これは相続税法二十二条にございまして、ように、相続財産取得のときにおける時価ということとで評価をいたすことになっております。具体的に、公示価格、売買実例価格、また精通者意見、そういうものを参考にいたしまして、適正な価格を算出しているということでございます。

を算出しているということでございます。

○正木委員 そうすると、この相続税の方は、国土庁の公示価格と、片方で自治体のやっている固定資産税の評価というのとは参考になるわけですか。

○渡辺(幸)政府委員 ただいまの御質問でございますが、公示価格が作成されております地点につきましては、これは相続税の評価に当たりまして、全部基準地点として取り込んでおるわけでございます。また、そこにおきます公示価格を基礎として、私どもの相続税評価額を算定いたしておるわけでございます。ただ、相続税の評価は全国的にいたさなければいけないわけでございますが、土地の公示の評価地点というのは、おのずから数が限られておりますので、私どもではそういう地点のないところにつきましては、相続税の評価をいたさなければいけないわけでございます。そのような場合におきましては、できるだけ多くの固定資産税の評価の地点を基準といたしまして評価をしておる、こういうことでございます。

○正木委員 そうすると、そのまますトレートに国土庁のやっている土地公示方式の価格というものを導入したり、固定資産税にある種の倍率を掛けたりするということ、独特の相続税としての土地評価を独自に別個にやるという必要はないわけですか。

○渡辺(幸)政府委員 ただいまお答え申し上げましたとおり、土地公示の価格の作成されております地点には限定がございまして、それ以外の地点につきましては、できるだけ、可能な限り、固定資産税の評価額を基準として評価を作成しておるわけでございますが、それでもなお国税、相続税独自の評価をしておる部分がございます。こういう部分につきましては、主として路線価を中心にして評価をいたしておるわけでございます。これは相続税の独自の評価方法でございます。

○正木委員 そこで、もっと単純にそのまます導入して、これを調査したり何かをする人員を浮かすという方策はないわけですか。

○渡辺(幸)政府委員 委員よく御承知のとおり、土地公示価格につきましては、昭和四十四年に土地公示法制定の際、附帯決議を賜りまして、私どもは土地公示価格と均衡を失ふことのないような相続税の評価額を決めることになっております。そういうことでございまして、一方におきましては土地公示の価格を尊重いたしながら、それとバランスをとるようなことをつくっておるわけでございます。ただ、そういうことのない地点につきましては、これは土地公示価格とのバランスもございまして、私どもで独自の評価をしておるということでございます。

○正木委員 それでは、この問題は改めて大蔵委員会でもやりましょう。

もう一つお尋ねしておきたいことがあるのですが、遺産税でございます。要するに、今度の事務の簡素化法案、あの中で計量士の登録というのを簡素化しようというのですが、この中で見ると、住所だけ抜く、こうなっているのだな。要するに、計量士の登録に当たって登録される者の住所だけが簡略化されるということになって、基本的な大きな行政簡素化とは思ひえないようなことが書かれているわけですね。

それで、ここで主として計量士の問題は、はかりの検定を行うわけなんです、はかりの検定期間というのは毎年一回行われているわけですね。これが非常にめんどうなんです。これを何とか検定の期間を延ばしてもいいという声があるわけですね。これは八百屋さんや肉屋さんのはかりから微妙な量をはかる薬剤師さんのはかりに至るまで、ありとあらゆるものがこの検定の対象になるのですけれども、これを年に一回がたがたに積んで検定所へ持っていくかたはね、これは大変です。検定へ持っていくために狂ったというものがたくさんあるわけですね。

ですから、たとえば中曽根総理が行政管理局長官をおやりになって、車検の延長という画期的なことをおやりになりましたね。要するに、二年の検査というのを新車に限っては三年に延ばすとい

うことではないでしょうか。

○正木委員 そうですね。

○渡辺(幸)政府委員 そうですね。

○正木委員 そうですね。

うことになった。これはオーナードドライバーから非常に喜ばれているわけなんですけれども、はかりもそういうふうなわけにいかぬものですかね。

たと言は三年なら三年、五年なら五年、要するに新調されたものについては、それだけは三年に一遍の検査でいいです、五年に一遍の検査でいいです、その後は二年にしたり一年にしたりして精度を確かめていくということ。これはやはりはかりの問題は消費者と直接関係が生じてまいりますから、相当高い精度を要求されるだろうと思う。そうそうこの問題について野放しにはできないだろうとは思いますがね。

通産省にお聞きしますが、これやっておりますか。検定の結果、どれくらい不良品というか、出てまいりますか。

○児玉政府委員 はかりの定期検査の状況についてのお尋ねでございますが、最近数年間に於きまして不良率の状況を見ますと、年によりまして大きな変動はございませんで、大体二割少しというところでございます。

○正木委員 それはどうなんですか。要するに、新品を出して何年ぐらいたったものですか、二割の不良品が出るというのは。

○児玉政府委員 はかりの定期検査は、先ほど正木先生からお話ございましたように、一定の期間ごとに行っているわけでございますけれども、これは市部と都部とで、はかりの使用頻度を考えまして、期間に差が設けてございます。市部の場合は一年ごと、それから都部の場合は三年ごとでございます。ただいま申し上げましたような数字につきましては、したがって、何年たったものがどうというふうな数字じゃないのでございまして、一定の期間ごとに検査したものの全体についての統計でございます。

○正木委員 その統計がなければしょうがありませんけれども、大体メーカーの話だと、五年くらいは狂わないそうだな。ですから、やっぱりそれを延長するというふうな検討をしていくというところが行政簡素化については非常に重要なことだと

思うのだけれども、通産省はそういう方向で検討してみるのはありますか。

○児玉政府委員 はかりと申しますのは、先ほど正木先生もおっしゃいましたように、やはり消費者の日常生活には大変密着した大事なものでございまして、そういう立場から、計量の安全の確保あるいは消費者保護ということを考えた場合に、私もどうもいたしまして、先ほど申し上げましたような不良率の現状でございますので、ただいまの時点でこの定期検査の周期を制度としていじることについてはどうかというふう

に考えておるのでございます。ただ、一方で受検者の負担があるというののもこれは事実でございます。たとえば計量士によります検査だとかあるいは指定使用事業場制度がございまして、そこで検査が行われましたはかりにつきましては、この定期検査が免除されるという仕組みがございまして、こういうふうなものを私どもは活用してまいりたいと思っております。

○正木委員 実際の行政簡素化というふうなものに努力をしていただきたいと思います。

さて、行政改革と財政再建というのは非常に密接な関係がございまして、当然財政再建のために行政改革をやっているというのではないでありまして、やはり財政再建というものは、行政改革によって容易ならしめるということについては重要な関係があるというふうに私は考えます。そこで、こうしてずっとこの法案をこの委員会

で審議してまいりましたけれども、今度の法案が財政再建に対してどれだけの、特に財政効果が上がるかというところはと期待できないというふうな感じがするわけですね。いま大蔵委員会で審議いたしてあります共済年金の統合問題も、一時的な財源のやりくりというものが目立つだけで、本当に行革を中心として、そして将来の年金のあり方というものが正しく改革にはどう連動するかというところが正確に説明されてないというふうな実情がございまして、したがって、行政改革というの

は、将来大型増税ということと密接な関係が出てくるのじゃないだろうか。要するに、行政改革によつて生まれてくる余剰財源というものは、もうほとんど期待できないのじゃないか。現在の膨大な赤字を解消していくためには、大型増税しかないんじゃないかというふうな感じが非常にあるわけでございます。

そこで伺いたいわけですが、この財政再建の方途と手順ということについてはどういうふうなお考えを大蔵大臣はお持ちになつていますか。

○竹下国務大臣 財政再建そして最近財政改革、こういう言葉を使わしていただいております。その二つの言葉は、いわゆるぜい肉をそぐにとどまらず骨まで切り込んで構造的に改革をすべしというところでありまして、

そこで、手順はいかにするかということになります。まず、臨調答申等々にも理念としてわれわれに明示されております「増税なき財政再建」ということをまず理念としてこれを持って、糧道を断つことによつて歳出削減に渾身の努力を払え、こういうこととあります。まずそれをした後において、国民の皆さん方との問答の中で、現行水準を維持し続けていくべきか否か、維持するならば負担するもまた国民、受益者もまた国民という段階において、いわゆる新たな負担増とかいうようなものはその時点において考えるべきである。そしてそれらの考え方を通じて、少なくとも手順

といたしましては、六十五年度までに赤字国債からの脱却、これを努力目標として行え、そしてい

わゆる建設国債といわず赤字国債といわず、総体としての公債依存度というものを下げていく、この手順で進めようということが臨調の精神であり、そして今日財政改革に当たつての基本的な考え方として対応をしておるということになるかと思ひます。

○正木委員 私の聞き方が悪かったのかもわかりませんが、もっとずばりお尋ねするとすると、財政再建計画というものはお出しになるのですか。

○竹下国務大臣 いわゆる財政再建計画、これは古くて新しい問題と申しますが、予算委員会のたびごとに、まず最初は矢野書記長からの御提案があり、それに基づいて政府部内で種々協議をいたしまして、過去数度にわたつていわゆる試算、中期展望等々を御提出してきたわけでありまして、したがって、私どもは中期展望に従ひまして、経済全体の中で財政の果たす分野というものは、それは限られておりますもの、その中に果たす分野というものを財政改革の方で見定めていかなければならぬ。そういうことになりましたと、五十九年度予算を審議いただきました。その手がかりとなるものも数値というものを協議しながらお示ししなければならぬではないか。したがって、これまた定量的にいわゆるかねて貴党で主張しておられます財政再建計画というものはいささかこの性格を異にする点があるかと思ひますが、中期展望、そしてそれに伴う試算というふうなものは、やはり提示すべきではないかというふうに考えております。

○正木委員 「八〇年代経済社会の展望と指針」というのが出てきましたね。まあしかしいふん長い文章の「展望と指針」なんです。それはそれなりにあれはよくできています。しかし、全然手は縛つていませんね、毎年毎年見直しをしていこうという考え方ですか。しかし、やはりどう考えても一つの計量的な数字というものが入っていないというのについては、きわめて抽象的な表現にしかすぎませんから、国民は財政再建というものがどういう方向で行われていくのかということは余りはっきりしないわけですね。したがって大蔵大臣、「展望と指針」みたいなあんな抽象的なものを中期計画で財政再建として出そうというわけですか、数字の入らないものを。

○竹下国務大臣 確かに一部門であるにいたしましても、私もどうもいたしましては、「展望と指針」を踏まえて、これらと整合性のある検討を行つていかなければならぬ。したがって、財政制度審議会にこの間私もおかけまして、小委員会の設置が

なされましたので、中期的な財政運営の諸問題の検討にここでまず着手をしていただこうというところでありました。したがって、今度はその検討結果、経緯等も参考にしながら五十九年度予算編成後、中期的な財政展望を作成いたしますとともに、今後の財政改革を進めていく上での基本的な考え方というものを明らかにするように努力していきたい。その中にどれだけの定量的な数値が入れるかというようなことにつきましては、非常にむずかしい問題でございますだけに、私は、今後とも、国会の議論等を通じて検討をしていく課題である。何も出さないで済むものじゃないというふうに考えております。

○正木委員 経済社会の新経済計画を出そうと言っていたのが「展望と指針」に変わってしまった。したがって、財政再建を財政改革と言いかえてみたり、ちょっとこの辺、最近とみに、総理も含めてだけれども、政府の態度というものについては、この問題についてはできるだけほかそう、ほかそうというふうなように見受けられるわけでありました。やはり五十九年度の予算を審議するに当たっては、本当はこれは行革国会としてやるのだから、ここに出してもらわなければいけません。五十九年度の予算の審議に当たっては、財政再建という問題についての計画がなければとても審議に当たれないということを予告しておきます。これはやはりきちんと出してもらわなければ、国民も不安でしょうがないだろうというふうな考えをわけです。その返事だけでもらっておきましようか。

〔江藤委員長代理退席、津島委員長代理着席〕

○竹下国務大臣 かねて御主張なさっていらしたる財政再建計画なるものと、御主張なさっておる考え方に基づいた計画なるものと、私どもがこれから検討してお出する中期展望、財政改革の進め方というふうなものとがどこまでこれが調和をとれるかということは、今後の勉強課題であ

り、そして問答をしながら決めていかなければならぬ問題だと思っておりますが、そのようなものは、いずれにしても努力して提出すべきものであると思っております。それで、いまでもこれで十分だといって中断したことがございまして、誠心誠意事前にも協議しながら、中断することのないようなものをつくっていきたいと思っております。

○正木委員 明確なお約束をいただいたものと受け取っております。そこで、本来ならばここへ出してもらわなければいかぬのですけれども、これはともいまま言ったって無理でしょう。したがって、次の国会に出してもらう、要するに通常国会に出してもらおうという期待をしているこの財政計画で、いままでのいろいろの政府の資料を基礎にして何点か伺ってまいります。

まず第一に、私なりに政府の財政再建の関係資料を整理してみますと、まず一番に、赤字国債からの脱却は「展望と指針」で六十五年度をめどにしているということですね。二番目には、財政審議会だとか臨調だとか税調などが描く財政再建の収支バランスというのは、歳出の八〇％を租税収入で占めるようにする。そうですね。それから三番目に、いわゆる名目経済成長率は「展望と指針」で上限が七％だ、いいですね、実質が四％程度です。それから、それから租税弾性値は「財政の中期試算」で見ますと、大体一・一倍、歳出の伸びは名目成長率の伸び以下に抑える、こういうことのように私は思います。

そこで、これらを基礎にして、特に歳出の伸びは名目成長の七％程度では、ちょっと現状では現実的ではありません。したがって、五十九年度の概算要求並みの三・八％として試算いたしますと、歳出の伸びですと、六十五年度は歳出が六十五兆四千億、これに対して税収は五十四兆三千億、こういうふうになって、約八三％を占めますから、臨調や税調などが言うところの収支バランス八〇％は一応達成するのです。しかし、六十五

年度には赤字国債の償還が七兆三千億円もあるのです。したがって、これを加えると、歳出は七十二兆七千億円になります。そして税収の占める割合は七四・七％に下がります。そうして目標を下回ることになるわけですね。八〇％を下回るといふことになります。

逆に赤字国債の償還七兆三千億円を、歳出の六十五兆四千億円の中に含むということになると、五十九年度の概算要求のようにマイナス一〇％のシーリングで、赤字国債の償還が全くなくても三・八％の伸びを見ていることから考えますと、六十年から赤字国債の償還が始まるのですけれども、五十九年度は赤字国債の償還はありませんから、それでも三・八％伸びているわけですから、まさに非現実的になってくるのです。三・八％の伸び率というのは、現実的ではなくなるわけですね。

以上の問題から私が思うのは、仮に政府の予測どおり、経済や税収や歳出抑制が実行できたとしても、赤字国債の問題は、新期発行か、または償還か、借りかえかという形で依然として残る。すなわち、現実の問題としては、問題の先送りをするということにしかならぬけれども、この点をどういうふうな認識して対処するつもりですか。これはやはり具体的に示してもらいたいと思うのです。

○竹下国務大臣 いまの正木さんの御検討なすった基礎的なものは、私も、いわゆる名目成長を大体六ないし七に置いて、そして四、三、二、一あるいはそれに租税弾性値というものを入れたものの考え方ではなからうかなと思っております。したがって、その数値自体は一つの前提として御計算なすったのは、決して私も否定するものではございませんが、ただ、税収の場合の、恐らく一・一の弾性値をお使いになったのじゃないかと思っておりますが、この問題については、まさにこの前お示した中期試算もそれを使っているのです。機械的に過去十年間の統計をとって、しかし、これについては非常に不確定要素が多いと私

は思います。が、ただ、不確定要素の多いことのみを一応これは指摘しておくにとどめます。いろいろ議論のあるところだと思っております。したがって、今度は借りかえが六十年からやってくる場合はどうするか、こういう議論でございます。

そこで、公債はやはりその期限が来たときには国民には現金をもってそれが手に渡る。それはどうしてつくるかと言え、歳出削減か、負担増か、いまおっしゃった借りかえをも含めたさらに新規国債の発行によってこれを賄うか、こういうことになるわけですね。したがって、最近、借換を理財局でやるのじゃないか、こういう議論もございまして、これは従来もう建設国債の借りかえの種類等々について議論をしたもので、いまは休眠状態になっておりますが、いわゆる赤字国債を借りかえを前提にして勉強するということではございません。それは、しかし、先ほど申しました財政制度審議会の中に小委員会を設けて、そこで今後の財政改革の進め方を議論してもらい、まさにいま正木さんから御指摘のあったような問題も出てくるであろうと私は思います。

だから、その小委員会に任ずるという意味ではなく、借りかえ問題を審議してくれと言って諮問しておるわけじゃないと思っております。そういう議論はその場で出てきて、おのずからその問題についてもそこで御検討がなされる問題ではなからうか。いずれにしても、その問題につきましては、六十年に、言ってみれば赤字公債の大量の償還が始まりますので、それまでに結論を出さなきゃいかぬ、これは財政当局を預かっている者としてはまさに重大な問題だというふうに認識をいたしております。

○正木委員 ややこしい話を理解してもらってあげたいと思っております。あとはいいです。そこで、あなたがいろいろお挙げになった中で歳出の抑制というのがあります。先ほどもちょっと申し上げましたように、あれを五十九年度の三・八というふうな言いもしましたが、これを五十九年度予算並みの一・四％というのに抑え込ん

でいくということをやっていると、六十五年の姿は赤字国債の償還七兆三千億円を含んでも歳出は六十二兆八千億円にとどまって税収は八六・四％になっている。財政の収支バランスはとれるんです。しかしこの場合、強力な歳出抑制が必要になってくる。今後七年間にわたって歳出の伸びを一・四％に抑え続けるような財政運営や行政改革案というものを本当にできるだろうか、こういうふうに考えているわけです。まあそのときには大蔵大臣おやりになっているかどうかわかりませんが、それでも、大体的な見通しとしてどういうふうにお考えになっていますか。

○竹下国務大臣 それはおっしゃる通りに、いまの五十九年のシーリングでもってその枠のごとく抑えていく、これは大変なことだと思うのです。いま一律というものがきく時代というものはほぼ境界にきたのではないかと私も感じております。これは予算編成に際してのシーリングの問題のみならず、たとえば節減をかけるというときにもよく一律というのはいさやまず、元来、一律の削減をかけるものなら初めからそれだけカットしておけばいいじゃないか、こういう議論もあるわけですが、すべてのものを洗い直してみて、もてなかなかな一律というものがかけにくいところまでできておる、こういう感じすらいたしますので、率直に言ってなかなかむずかしい問題だな、国民が合意して、現在の施策、制度、水準を全部ダウンさせてもいいというコンセンサスに達すれば、それは別でございしますが、選挙というものがあります。限りにおいてはそういうこともあるはずはないし、なかなかこれは大変なことだ。

だから、それこそ分野調整、これは個人企業の問題だ、これは地方でやる問題だ、これこそまさに国でやる問題だというように施策、制度の根源にまでさかのぼって対応していかなければいかぬ。まあ五十八年度のわずかながらの五億でございまして、マイナスイーリングだけでも容易じやございせんでした。これは大変なことだ、本当にだんだん大蔵大臣の希望者は少なくなるん

じやないかな、こういう感じがしております。

○正木委員 いや、これは常識で考えてもおっしゃるとおりだろうと思うのです。したがって、財政再建というものは、歳出削減というところだけで行おうとしても非常に無理な点が生まれてくるわけですから、経企庁では、伝えられるところによる、上ほどの大きな変革、改革が加えられない限り、六十五年度の赤字国債からの脱却は無理だというふうに言っておられるわけ、そういう点では、大蔵大臣正直におっしゃったと私は思います。

そこで、これはちょっと後でやろうと思っておりますが、この際やっておきますが、塩崎長官も税金の専門家だからよくおわかりになると思うのですが、租税弾性値というのは名目GNPと税収との関係ですね。名目GNPの伸びと税収の伸びの相関関係の中で租税弾性値というものが出てくるわけですね。租税負担率というのは国民所得と租税負担との関係で出てくるわけですが、これは国民所得の方が名目GNPの大体八〇％ぐらいと見ていいかわかりませんが、いろいろ細かい数字を挙げれば切りがありませんけれども。

ここで考えてみると、行政改革をどんどん進めていって、極端に歳出を切り詰めるということをやっていくということ、これはやらなければいかぬといふ大蔵大臣は言った。一律はできぬけれども、やらなければいかぬと言ったのだから、この議論はあれですけれども、そんなに切れるものじやないということですね。歳出はそんなにむくやぐやには切れぬ。そうすると、税収を大きくして、かつまた租税負担率をそんなに上げないで赤字の解消を図っていかねばいかぬというところ、租税負担率と租税弾性値の関係というのがあるわけですね。

私は素人考えだけでも、租税弾性値が大きくなりますと、租税負担率はそれに比例して上がっていきます。したがって、名目GNPを大きくしてそれに租税弾性値一・一なり一・二ぐらいの程度のもので税の増収を図っていかないと、名目GNPと、先ほど申し上げたように国民所得とはイコールではありませんけれども、やや八掛け程度になるのだからと思うけれども、それでもそれが大きいから租税負担率というものはそんなに極端に上がってこないのです。この関係はどうですか、間違っていますか。

○竹下国務大臣 非常に専門的な問題で、経済企画庁長官であり、かつかつての主税局長であった塩崎さんの方が私よりはるかに正確だろうと思っております。両者はそれぞれの角度から経済と税収との関係について言及しようとするときの概念であるということであり、従来租税負担率についての議論はいろいろ行われてきておりますが、どちらかと言えば租税弾性値の角度からは本当のところ余り行われておりません。そこで、名目GNPに対する比率をあらわす概念がまさに弾性値であり、この名目GNPの伸び率と弾性値というものは必ずしもそれが一致してはいない。ことし五十八年度予算のときにお出ししましたのは、確かにある年度の十年間の平均値をとって出したわけですが、考えようによれば、平均値をたまたま出して、そして御提供したにすぎないと言えはそれまでのものでございします。

したがって、たとえば租税負担率が結果として二・三・六から二・三・七になった年度を見てみた場合にも、弾性値は必ずしもそうなっていない。だから対GNPの伸び率に対して租税負担率は上がっても弾性値はそれに比例して必ずしも上がってはいないということになると思ひます。したがって、これをいろいろ見てみますと、私も、この租税負担率の推移というのにつきましましては大いに議論してみよう必要がある問題でございしますけれども、それが提供する資料の中で一番絶対のものであるという自信はございません。

○塩崎国務大臣 お答え申し上げます。企画庁の仕事とも関係もございしますけれども、いま正木委員のおっしゃったことは、数学的に

は、弾性値が上がっていくならば租税負担率は上昇した、こういうふうに見えると思うのです。しかし、その内容は、私は、これは増税でもなければ何でもない。ここでたびたび総理大臣、そしてまた大蔵大臣から、租税負担率は現状程度にとどめるというお言葉がございました。大変適当な言葉なんですねけれども、とりよるに現状とは何ぞや、いまの国民所得のもとにおけるところの負担率でこのまゝいくなればこれは大変な間違いが出てくる、間違いと申しますか誤差が出てくる。つまり、増税も、何らの税制改正しなくても、景気がよくなりますれば自然に弾性値が上がってくる、そして税収は国民所得の伸び以上にふえていく。これは負担率が上がったということじやなくて、税収が税制の累進効果に依拠してふえてきた、そしてまた税制はそのことを期待しておるんだ、財政は国民所得の伸びよりもより累進的な税収をしていくことに適合した、こういうふうな判断しておるわけでございます。

たとえば、七年計画の中に明瞭に書いておりますが、昭和四十八年、四十九年、四十九年には二兆円減税したのですけれども負担率は二・二％に上がりました。しかし、景気は悪くなりましたから五十三年には一九・九％に落ちました、こんなような関係でございまして、弾性値で負担率を判断することは間違ひが起ることもである。やはり私は、現行税制のもとでどのような税収が生じ、そしてそれが国民所得に対してどのような関係になるかということを行水準という意味で考えるべきだ、こういうふうに思ひます。

したがって、この弾性値のとり方いかんによつて、本当に国民所得に対する租税負担率をどう見るかということは大変変わってくる。私は、この七年計画のこの負担率の数字をたびたび読んでみましたが、よくもまた大胆に二・六・五％という数字を置いて、しかもそれを達成するために一般消費税を置いた。これは一つの目安ぐらいにしかすぎない。それを、具体的な政策まで決定する一

つの物差しに使った負担率というものは大変な危険性があるし、現実にはそれが追及されて私どもがこんなに苦しんで、たびたび正木委員の前に御説明しなければならぬような状態になっている、こんなふうに思っております。

○正木委員 確かに税収の中には所得税、法人税、間接税という税の大宗が、大体種類が違いますが入っておりますから、租税弾性値とそれから負担率の関係は直ちに短絡的ではないかというところは僕はよくわかります。掛けられる方が、租税弾性値が名目GNPであるし、負担率が国民所得であるというところに差があるわけで、直ちにとは言えないけれども、しかし、常識で考えれば大体そうなるんですよ。だから、名目GNPが大きくなると租税弾性値が余り高くないということになると負担率はそんなに高くないだろ。しかし、名目GNPがそんなに伸びないで税収を確保していくためには租税弾性値が上がる、租税弾性値が上がるにつれて負担率も上がる、これは常識的に脈絡の上からはそういうことが考えられるわけなのであります。ただ、この間からの議論が負担率の問題にしろれていると議論されていくけれども、これはちょっと危険な議論でありまして、そのほかにも名目GNPをどういう形に持っていくか、租税弾性値をどういう形に持っていくかということが議論されてこない、この負担率の問題も底辺が非常に危ない形で議論されてくるんじゃないかというふうに思うわけです。

だからといって、これはインフレーションになつて名目GNPがうんと大きくなったとしても、今度はこのことは歳出削減の方に大きく影響してきて、国民生活の圧迫という点からいっても歳出削減がいまままでのようなわけにはいきません。公共事業だって名目的にはうんと組まなければ事業量は確保できないということになってきますから、そういういろいろな相関関係がこの中にあるというのであって、そういうことをいろいろな面であ

議論していくためには、この「経済社会の展望と指針」の中では非常に抽象的な言葉だけがなくて、何となくおぼろげながらビジョンめいたものはわれわれの頭の中にも浮かび上がって行くけれども、しかし、もっと明確に浮かび上がって行くようなものが、その財政の面だけを引出した財政再建計画という中で出てこない、政府の施策の上においても非常に困難性というものが増してくるんじゃないだろうか。ましてや国民は、将来どんな負担をしなければならないのか、どんな形でこの赤字が消えていくのか、そういうことが明確につかめないという点で非常に問題があるだろうというふうに考えているわけでございします。御参考にしていただきたいと思います。

そこで、塩崎長官に伺っておきたいのですが、これはこの前も議論いたしました、四・六月の国民所得統計に見られるように、内需が非常に低迷しているわけですね、〇・九のうち〇・四、外需が〇・五ですから、これはもうすでに何遍も言ったように、政府が減税を見送り、公共事業の実質的な減額をや、人動を凍結したり年金の物価スライドを行わなかったという福祉の後退などを行ってきたことによるものであると思ひます。私は、要するにこれは政府が景気の足を引っ張っておると極論しておるわけでございしますけれども、本日に「展望と指針」の四％の実質成長というものを達成するのには、歳出規模が七年間、名目で五十八年の一％台、五十九年の三％台、そういうのみで大丈夫なんでしょうか、実質的にはマイナスの伸びということになるんだから、これで長期展望の中で四％台の実質経済成長を確保するというのはどういうふうにしてやっていくのですか。

○塩崎國務大臣 お答え申し上げます。実質四％がどのように出たかということがお尋ねの趣旨にも合致するかと思いますので、私はその観点からお答え申し上げます。三％台の成長では日本の経済が持つところの経済力を完全に消化して

いないという考え方は、もう多分に言われておりますし、私は、その観点は尊重して「展望と指針」の成長率を経済審議会の方々が検討していただいていた結果だと思ひます。しかし、現在までの、これまでの私どもの成長率、昭和五十五年からは四・五％に落ちましたが、それから二年間三％台の成長率でありまして、それから第二に、世界経済がまあ回復しておるけれども、日本の成長率よりも低目であるということがOECDその他の見通しから出てくること、三番目には、日本の経済を動かす社会的な基盤の貯蓄、さらにまた設備余力とかいったような問題、それから技術開発の状況、これらを勘案しますと、貯蓄はとも貯蓄過剰の様相を示して、アメリカの方に流れて十分日本にも活用されていらないし、また日本の民間設備の経済力から見ればまだまだ完全に消化するに至るまい、こんなようなことを考え、第四番目、一番大きな要素は、財政がこのような状況でございしますから、私は四％というものが一つの大きなためである、こんなふうに考えたわけでございします。

私は、そのような観点から、いま正木委員も御計算されて、財政再建の問題も、自然増収の面から見てもなかなかむずかしい面があると言われるのは、名目六、七％ではとうていできそうにもない、こういうことだろうと思ひます。鈴木内閣のときには四兆六千億から四兆九千億円の自然増収を見越して中期展望を立てて、五十九年度に赤字公債はなくなると申しました。いまそれが現実には一兆五千億から一兆八千億程度に落ちていくわけでございますから、私どもの見通しとしてはやはり四兆六千億くらい自然増収が生ずるような経済社会が来ればいいなという願望を持って、そしてそのもとで歳出計画などを立てるような方向を考へる努力をこれからしていかなければ財政再建がなかなかむずかしいということを私は申し上げておるのでございします。

○正木委員 よくわかります。そのとおりでしょう。

そこで、私はどう考えても、財政審が言っているように、そのためにはやはり名目経済成長並みの予算の伸びということを確保していかなければいけないのじゃないだろうかという大きな気がします。ところが、片方にこれだけの大きな赤字を抱えて、財政的にはなかなか思うようにいかないという実情があります。それはこの間お話ししたように、ちょっと政府は赤字の問題をみそくも一緒にしているのじゃないか、何でもぶった切らばいいという考え方でやっていることが、結果的には悪循環のもとをつくって縮小均衡に入り、縮小再生産に入ってしまった、結果的には決算で赤字が出て、それを赤字国債で埋めなければいけぬという状況が出てきたのじゃないか、それが五十九年度赤字国債脱却の破綻の理由だ、原因だと私は思うのです。

したがって、経済企画庁が経済白書で言っているように、完全雇用が達成された後においても約六割の構造的赤字が残る。これは完全雇用が達成されたときというのは景気が回復したときだということですね。そのときでも六割の赤字が残るというところは、この六割の赤字については、いま中曾根総理が先頭に立ってやりになっている行政改革でばりばり削減はやっていかなければいかぬだろうと思うのです。ところが四〇％の、四割に位するところのいわゆる完全雇用を達成するための景気対策というか、循環的赤字と言われるようなものについて何らかの形で手を打っていない限り、要するに赤字を消していくための自然増収の期待なんてできないわけです。だから、「経済社会の展望と指針」で言っているところの四％台の実質経済成長率に乘せていくということ自体が、そういう選別された政策選択によってやっていくよりほかに道がないのだからかという大きな気がしているわけでございします。その点どうでしょう。

○塩崎國務大臣 正木委員のようなお説は、もうOECDを初めたくさんの方々が御提言をされているように私は思ひます。日本の貯蓄率は高いじゃ

す。予算編成のときに立てても、おまえ何年先はどうかと言っても、いろいろの仮定で前提を置いて幾つかの案で計算していただかなければ、判断していただかなければ、また同じような間違いを繰り返すような気がしてならないのでございませう。

○正木委員　租税負担率の問題はこの間からさんざん議論されておりました、それを私も拝聴しましてこれ以上言いたくありませんけれども、ちょっと租税負担率の問題だけで議論しては国民はわかりにくいかわかりません。要するに、社会保障負担の問題もここに加えなければいけません。

ヨーロッパ諸国の租税負担と社会保障負担、これより相当下回った、下回ったという答弁をなさっているわけですね。イギリスが五一％ですね、この合計が。西ドイツが六一・八％。伝えられて

いるところによると、臨調あたりでは、これの引き上げによって大体四五％程度までという線を描いているようなことを仄聞しているのですけれども、四五％は総理、相当下というふうな御判断になりますか。

○中曽根内閣総理大臣　臨調のそういう数字を私、聞いたことはありません。臨調の考え方というものは、五一％とか五五％という西欧の高い水準の国から見ればかなり落差のある水準にとどめるように努力すべきである。かなり落差があると

いう表現は、やはりかなり開きがないといかぬのじゃないかと思えます。

○正木委員 非常に抽象的な言い方でしかお答えになれないこともわかりますけれども、これはいますぐどうだということを書えろと言いませんけれども、これはそういうときになるまでそういう形でずっと言い続けられていくおつもりですか。

○竹下国務大臣 それは本当に、そこは私も当然考えてみて、来年度予算を編成すれば、そこでいわゆる成長率を一応予測する。その成長率を予測した場合、今度は積み上げ方式で積み上げた税収というものを一応見込む。そうすると、およそ

ことしの分、今年度の分はこの程度になりましう、こういうことは言えると思ひますね。それで、その将来展望をどうするか、いま塩崎さんからもお話があつておりましたあの七カ年計画を立てるときに二六カ二分の一、二六・五というものがあつて、一方に二百四十兆というものがあつた。これは、いろいろな意味において、ある種の躍動を感じようという数字であつたと思うのです。しかし、現実の国際経済社会はもとよりですが、日本として例外でない経済運営の中では、これは下方修正にしても租税負担率は残しておきましても、の、公共事業等は途中で百九十兆に下方修正した。

そういうことを考えてみた場合に、どのような形で示されていくべきものであろうか。これが實際これからの相談じゃないかと思つておるのです。そうしないと、いま議論の中に出ましたように、租税負担率だけで議論するのは、確かに経済運営全体から言へばきつめてリスクな議論の数値だと言われる人もございます。また一方、いわゆる弾性値で議論するのは、これまたリスクな点があるかと思ふ。そういうこともいろいろ工夫された結果、今度の「展望と指針」というものがあつておるだけに、それとの整合性と国会での問答等の整合性がまたどこで見つかるといふと、かなり下回るといふとかなり時間がかかるかという感じもしながら、これからそれこそ予算編成してそれを出すときまでのかなり頭の痛い問題ではないか、これは本当にまじめにそう思ひます。

○正木委員 私は、無理なことで横車を押してどうしても数字を言えと言つてゐるわけじゃないのです。しかし僕は、言わなければいかぬときが来るだらうと思ふのです。それはなぜかといふと、たとえば社会保障負担の問題にしまして、年金の問題とか医療保障の問題を提起したとき、林厚生大臣、一生懸命やつておられますけれども、悲壮なぐらいの決意でやつてゐるのは、それはそれなりにあつたと思つておるのです。それ

ども、私は国民に選択を求めなければいかぬときが来るだらうと思ふのです。もし現在の給付をそのまま温存し維持していこうとするならば、これだけの負担の強化になりますよ、もしこれだけの負担が大変だといふならば給付の面でごしんぼういただくかなければならぬですよ、ということをお願いする前に言わなければいかぬときが必ず来ると思ひます。そんなに先の問題じゃないと思ひます。そのときに、もし社会保障負担の方がふえても構わないといふならこれぐらいのものになりますよといふことは言わなければならぬ。

だから、そういう政策選択の問題が今後控えておられますから、いま機械的にこれが何%になりますとか、合計で何%になりますとかといふふうには言えないといふことも私はわかるのです。しかし、これは検討しておいてもらわないと、われわれはもちろん検討しますけれども、検討しても示しなればいかぬときが必ず来るだらう。給付の方はしんぼうしますから負担の方を軽くしていただくといふことをおとりになるか、給付の方は削減していただく、そのかわりに保険料の負担は若い人に気の毒だけれどもしてもらわなければならぬ、とということになるのかといふことになる。

そういうことを考えると、結果的にはこれをこすればどれぐらいの負担になるのかといふことの目安といふものはやはり計算はしておいてもらわなければいかぬだらうと思ふ。それはそんなに十年も二十年も先の話ではなくて、この五年もたないうちにその選択をしてもらわなければならぬといふことになるだらうと思ふのです。いま四共済の年金統合をやつておられますけれども、あれだつて、来年から再来年に国鉄の年金財政パンクしますといふような差し迫つた形で、十分説明もなしに何とかこれを通してくださいといふような話がいっぱいあるわけですから、これは別に国鉄だけではなくて、ほかの年金だつて早晩そういう時期が必ず来る。

〔津島委員長代理退席、江藤委員長代理着席〕

相当早い目にそのことの選択といふものを国民に求めなければならぬときが来るであらうと思ひますがゆゑに、私は無理にここで何としてもその数字を言えといふようなことは言ひません。言わないう限り審議はできませんなんて言ひませんけれども、よく考えておいていただくかなければならぬ。いつまでも、結果的にはこれだけになつてしまひましたといふような言い方では済まないのがもう目の先に来ておるやうな感じが、ひとつはおわかりをいただいております。おつたのです。

そこで、また国債の問題に戻りますけれども、赤字国債は御存じのとおり六十年代から償還が始まります。これは先ほど申し上げたとおりです。そこで、この赤字国債の問題だけに限つて言ひますと、国債整理基金への繰り入れを停止して、償還財源がないことになると。また、そのために借りかえも必要となります。問題の本質的な解決にはつながらないこともあり得るわけでありまして、現在の財政特例法では禁じられておるけれども、本当に赤字国債の借りかえは行わないで済みますか。先ほど、その借りかえのことについては諮問をしてないけれども向こうで勝手に議論になるだらうとおつたやつておりましたけれども……

○竹下国務大臣 そもそも特例債で借りかえを禁じておるといふのは、やはり特例債といふもの自体、借りかえを前提にした場合において、言つてみれば財政運営がイージーに流れて、結果として後世の負担にゆだねるやうな財政運営になりがちである。だから、これは借りかえはいたしませんといふことが法律に明記されておる。したがって、先ほどからの議論のようによいよ六十年度その償還時期が来る。もちろん、国債といふものの信用性といふものは、これは現金で返すわけでありまして、そのために国債整理基金といふものも存在しておる。が、これも底をつく、こう

いうことですね。そうすると、私は、借りかえを念頭に置いたら直ちにどうも財政運営がイージーになるからこれはいたしませんといふ答弁を前の大蔵大臣のときから今日までずっと繰り返してきてきた。しかし、いま議者の中から、現実問題としてそれは不可能じゃないか、こういう意見も十分出ておられます。これは耳にも入ります。私も、私も勉強した場合には、なかなかむずかしい問題だなといふ認識は十分にあります。

それで、私は財政制度審議会に小委員会をつくらせていただいて、今後の財政運営のあり方をいわゆる御議論をいただく。財政制度審議会も、これも税制調査会と同じように一つの問題を固定して諮問する性格のものでないわけですから、まさに財政運営全体についてのあり方を諮問しておるが、なかなか小委員会でもつてその議論をしてみようと御決定をいただいたといふことは、言つてみれば、そういう諮問さえしておけば当然の帰結として借換債の問題まで議論してくるだらうといふやうな甘つた考えでなく、識者の考えはそれのところへもおのずから行くであらうといふことは私も思つておられます。したがつて、財政審の審議に当たりましては、われわれもあらゆる協力をして、あるいは資料とかいろいろの問題はもちろんでござりますが、協力してこれに对应していかなければならぬ。私も、短い時間ではございまして、先般も出かけてお願いをしておるところであります。

○正木委員 ここで御注意申し上げておかなければいかぬことがあるのです。どうもちょっと節度がなくなつてきてゐるといふやうな感じがするんです。まず第一に、財政法では赤字国債は出しちゃいかぬといふことになつてゐるのです。それを特例法をつつて赤字国債を出すことにしたわけでしょう。建設国債と赤字国債との違いは、はっきり言つて借りかえできるかできないかの違いだつたわけでしょう、財政法上。だから、借りかえは赤字国債の場合は一切いたしません、こういう約束

での特例法を最初通したわけでしょう。そうして今度またそれを崩して借りかえするというわけでしょう。まだするかどうかはわからぬが、いまの大蔵大臣の話を聞いていたら、借りかえに大変な期待があるように私は感ぜられて受けとめますよ。そうすると、そのたががほとんど外されてしまつて、要するに財政運営の節度というものが失われてきていることがはっきりと言へるわけですね。さらに国債整理基金への繰り入れまでやめたということが加わるわけですから。そうすると、財政民主主義の立場からいって、行政改革というものは節度のある行政というものにしていくとするならば、これは物すごく背反する節度のなさだということが言えるわけですね。これについては相当な決意で臨んでもらわないと、このままだらだらいつてしまふということについては国民の大きな不信感が生まれてくるおそれがあると思います。要するに金がないのだからしようがないじゃないかということでは全部節度を外してきたわけですから。まあこつちも、ないんだからしょうがないなということになったわけだけれども、これ以上統制していくことは私は非常にだらしがなさ過ぎるような気がします。これはどうするかこうするかというところは聞きません、聞いたつて答えられないでしょうから。借りかえしないで赤字国債なんてなくすわけにいかぬだろうからね。これはこれで御注意だけ申し上げておきますから、覚えておいてください。

かぬと思うのです。特に財源対策を含めて買い入れ消却などを考へて、国債の利払い費を縮小する対策というものを本格的に考へなさいいかぬと思うのです。そんな時期ではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょう。

○平澤政府委員 いまお話しのように百兆円を超える国債残高になっておまして、毎年の利払いも八兆円を超えるという状況でございます。したがういまして、この利払いを減らす意味で買い入れ消却してはどうかというお話だと思ひますが、買い入れ消却をする場合には、その財源がまた要るわけでございます。その財源をどうするかということになりますと、現段階では大変厳しい状況なものですから、仮にそれをまた国債発行して財源を調達するということになると、問題自身が解決されない、こういうふうになるのではないかと思つております。

○正木委員 これはやはり別途にその財源は資産売却等の金を充てなければいかぬかもしれませぬ。国債を買い入れ消却するに国債発行して資金をつくるなんて、こんなばかた話はないのでありまして、それは別途に資産売却等の金をそこへ充てていくということを考へていかなければいかぬのじゃないかという感じがします。そろそろ時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、いすれにいたしましても、先ほど申し上げましたように財政再建の道はきわめて厳しいわけですね。だれも金のなる木を持っておる者はいないわけでありまして、借金を返すためには新しい金を生んでいかなければならぬわけでありまして、そのために何が必要かと言へば、やはり一番健全なのは歳入の削減であり、同時に税の自然増収を期待できるような経済情勢をつくり上げていくということしかないだろうと私は思ひますね。ところが、いまこの行革の特別委員会が審議されている法案を見ましても、行政改革をいふん推進しようというに、旗を高々と掲げてはいらっしゃいますけれども、しかし、それじゃこの中で待ただけ予算が削れるのかというところ、ほとんど期待

できないというふうな状況であります。たとえば、この間から齋藤長官のお話をずっと承つておりましたも、公安調査局であるとか地方行政監察局であるとか財務部を全部事務所に變えて、そしてここでその人員を削減したりしているけれども、それは全部ブロックの方へ持つていってしまふというだけの話でありまして、そういう点では、行政改革というものが本当に大なたをふるっているとはとても思へないような状況というものがあるわけですね。

確かに予算においてはマイナスシーリング、ゼロシーリング等が行われて予算を削減されていく。その皆さん方の御苦労はよくわかるわけでありまして、けれども、やはり行政改革それ自体の中で予算を削減し、そしてむだを切り捨てていくというこの努力というものが余り国民の目には明確に映つていないということを、私は非常に残念に思つておられます。そういう点ではやはりよほどがんばつて行政改革を進めていただいて、いわゆる構造的赤字の削減には私たちも協力いたしますから、努力をしていただきたい。

ただ、みそもくそも一緒にするという形で循環的赤字まで削減してしまふ、たとえば公共事業を五十九年度五割削減するなんて、私にとっては経済のわかる人がいないのかしらと生意気に思うぐらゐ残念なことであるわけなのでございます。私は別に土建業者の代弁をしているわけでもありません。本当に景気をよくしていくというところから考へていけば、やはりそういう政策選択というものを明確にしていくことが大事なのではないかと気がいたします。

いすれにいたしましても、さらにせつかく御努力をいただくようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○江藤委員長代理 これにて正木君の質疑は終了いたしました。

次回、来る十月三日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

第二類第八号 行政改革に関する特別委員会議録第六号 昭和五十八年九月三十日

昭和五十八年十月八日印刷

昭和五十八年十月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局